

2021

～大阪府環境白書より～

HELP US!!!!



はじめに

「大阪府環境白書2021年版」及び「おおさかの環境2021」は、2020年度（令和2年度）の大阪府の環境の状況や取り組んでいる施策について府民の皆様に分かりやすくお伝えするため作成しました。

2020年度は、大阪府の環境施策の推進において重要な計画を策定し、脱炭素社会の実現や循環経済への移行、プラスチックごみゼロといった長期の課題解決に向けた重要なスタートを切る年となりました。

2021年3月には2030年を目標年度とする「2030大阪府環境総合計画」を策定し、2050年のめざすべき将来像として「大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」を掲げ、SDGsの観点を踏まえた「環境・社会・経済の統合的向上」など、2030年までの環境施策の方向性について整理しました。併せて、脱炭素・省エネ分野においては2030年の温室効果ガス排出削減目標を掲げた地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、資源循環分野における循環型社会推進計画、大阪府・大阪市が共同でプラスチックごみ対策に取り組む大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画など、重要な分野別計画を2020年度中に策定し、それぞれのめざすべき将来像の実現につなげていくための施策展開を始めています。

危機的状況といえる気候変動問題については、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2021年8月に発表した報告書では、地球温暖化が起きていることだけでなく、地球温暖化が人間の影響で起きていることを、初めて「疑う余地がない」と評価し、今後数十年の間に温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化は1.5℃及び2℃を超えると報告しました。国は2020年10月に表明した2050年のカーボンニュートラルの実現をめざすべく、地球温暖化対策計画を2021年10月に閣議決定し、脱炭素で強靱な活力ある地域社会の全国での実現をめざす 地域脱炭素ロードマップの取組みなどを推進するとしました。国及び世界でも危機感が共有され、取組みが加速していることを念頭に、巻頭特集では身近に迫る気候危機の状況と、脱炭素社会の実現に向けて無理なく実践できる取組みについて、わかりやすく紹介しています。

このような世界的、長期的な環境課題に対する動きを踏まえ、今後とも大阪府は、豊かな環境の保全と創造に取り組んでまいります。そのためには、行政はもとより、府民や事業者のみならずみなさまと力を合わせて取り組むことが重要です。本書が、将来に向けてより良い環境づくりの一助となれば幸いです。

2021年12月

目次

巻頭特集

“気候危機” 私たちが変える大阪の未来 ～身近な行動からCO ₂ を削減～	1
--	---

序章 おおさかの環境の状況

おおさかの環境の状況	13
------------	----

第1章 計画的な環境政策の推進

1 環境基本条例等の施行	25
2 環境総合計画の推進	26
3 環境総合計画の進行管理	27

第2章 各分野において講じた施策

I 府民の参加・行動	29
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	33
II-2 資源循環型社会の構築	40
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	46
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1）～良好な大気環境を確保するために～	49
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）～良好な水環境を確保するために～	54
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（3）～化学物質のリスク管理を推進するために～	60
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	64
IV 施策推進に当たっての視点	70
V その他（共通的事項）	74

※環境白書の全体版（環境関係データ、講じた施策事業の点検・評価（毎年度サイクル）等）は、「エコギャラリー～おおさかの環境ホームページ～」に掲載しています。
URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/kannosuisoken/hakusyo/hakusyo_2021.html

“気候危機” 私たちが変える大阪の未来 ～身近な行動からCO₂を削減～

この数年、地球温暖化に対する危機感が世界的に高まっています。このままだと、地球温暖化によって私たちが暮らす大阪の環境や暮らしにも大きな影響が生じると考えられています。危機的な状況を変えるのは、私たち一人一人の行動の積み重ねです。この巻頭特集で一緒に考え、行動していきましょう！

第1章 このまま地球温暖化が進むと2100年の大阪はどうなる？

大阪の気候は既に変化が始まっている！

今年2021年は、大阪の桜の開花日が、3月19日と観測史上最も早く、また、夏には大阪市で観測史上2番目の暑さを記録するなど記録的な1年でした。これらは、今年だけ偶然起こった事象ではありません。長期的に見ても、大阪の気候は変化しています。

■ 100年前と比べた気候の変化

○ 最高気温35℃以上の猛暑日の増加

100年前と比べて、15日増加 (20年間平均)



○ 最低気温0℃未満の冬日の減少

100年前と比べて、31日減少 (20年間平均)



■ 気候の変化による身近な被害・影響

夏

豪雨による被害

近年、豪雨が多発し、道路法面の崩落、床上・床下浸水などの多数の被害が発生しています。

2018年7月に発生した豪雨では、約10日間の総雨量がそれまでの7月の月降水量の最多記録を上回った地域もありました。



道路法面の崩落 (2018年7月)



浸水した街中 (2013年8月)

秋

大規模台風による被害が甚大に

2018年秋に大阪を直撃した台風21号は、甚大な被害をもたらしました。

この台風による災害への保険金の支払い額は、1.1兆円と、これまでの最高額の2倍に上りました。



倒壊した電柱



倒木被害

冬

外来生物の越冬による生息域拡大

1995年に国内で初めて府内で確認された毒グモのセアカゴケグモは、海外からの荷物にまぎれて上陸し、越冬できたため、生息域を拡大していったとみられています。

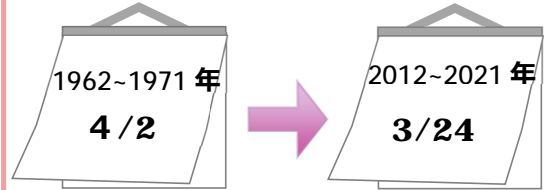


セアカゴケグモ

春

桜の開花日の早期化

この10年間の大阪における桜の開花日は、50年前と比べ、9日早くなっています。



©2014 大阪府もずやん

春夏秋冬もれなく1年中おかしなことになってるやん！

このままだと四季が楽しめなくなっちゃうかもね…



モットちゃん キットちゃん

このままだと2100年の大阪はどうなる？

2021年8月に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）『第6次評価報告書第1作業部会報告書』では、人間の活動によって地球を温暖化させてきたことは疑う余地がなく、将来、極端な高温、大雨などの気候変化が拡大し、災害リスクがさらに高まるとされています。

例えば、現在の気温は産業革命以降1℃上昇しており、産業革命前は「50年に1回発生する」とされていた熱波などの極端な高温の発生頻度が、現在では既に4.8倍となっています。さらに、産業革命後4℃上昇した場合は39.2倍になると予想され、大きな災害リスクが想定されています。

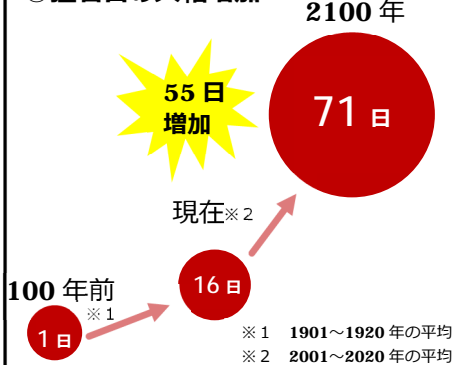
もし、有効な対策をとらないまま地球温暖化が進むと、2100年の大阪の平均気温は現在よりさらに4℃上昇し、猛暑日が55日程度増えると予測されています。現在でも、夏には40℃に迫る危険な暑さの日もありますが、こういった状況が日常となる可能性があります。

気温上昇による災害の発生頻度の増加

	気温上昇	
	1℃ (現在)	4℃
50年に1回起きる熱波など極端な高温	4.8倍	39.2倍
10年に1回起きる極端な大雨	1.3倍	2.7倍
農業等に被害を及ぼす干ばつ	1.7倍	4.1倍

猛暑日の大幅増加等による健康被害

○猛暑日の大幅増加

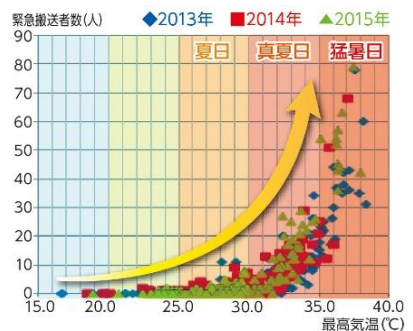


○健康被害（熱中症の増加）

猛暑日の大幅な増加により、救急搬送者数が急増！

※2018年度の熱中症による救急搬送者数は大阪府内で約7千人にのぼりました。

最高気温と熱中症による緊急搬送者数



また、気候の変化に加えて、暮らしにも次のような大きな影響が出る可能性があります。

大阪の「だし文化」の危機

真昆布を含む日本の主要昆布
11種が姿を消し、出汁の原料が入
手不可能に。(①)



沿岸部が縮小

海面上昇により高潮の危険が増大
し、海辺での防災対策にも影響が。
(③)

夏のアウトドアスポーツは危険！

熱中症予防のため、夏の屋外で
のスポーツ大会はもう見られない。
(⑤)



粉もんへの影響

世界的に小麦の価格が上がり、
たこ焼きにも影響が。(②)



感染症の拡大

伝染病を媒介する生物の生
息範囲や活動期間の拡大によ
って、デング熱等の伝染病が拡
大。(④)



新型コロナ収まって、
また新しい感染症が流行ったりして？
これはえらいこっちゃ！
暑いだけの問題ちゃうやん…

- ① 近年、北海道では天然真昆布の水揚げ量が激減。2100年頃には姿を消す可能性があるという予測もされています。
- ② 粉もんの原料である小麦は、ほとんどを輸入に頼っています。近年、地球温暖化等の影響により、小麦が不作となり、輸出を規制する国も出てきています。
- ③ IPCC 第5次報告書では、2100年には世界平均で最大82cm海面が上昇すると予測されています。
- ④ デング熱の主要な媒介蚊（ネッタイシマカ、ヒトスジシマカ）は都市型で、身の回りにある水たまり（バケツの水、草花用の水など）を好んで卵を産みつけます。地球温暖化が進みデング熱媒介蚊の生息域が広がると、感染拡大の危険性が増すと考えられています。
- ⑤ 東京2020オリンピックのマラソン競技は、暑さ対策のため、開催地を北海道に移して実施されました。

第2章 残された時間はあと30年

最悪の事態を回避するためには、気温の上昇は1.5℃まで！

では、地球温暖化による深刻な影響を回避するためにはどうしたらいいのでしょうか。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出削減については、国際的枠組みである『パリ協定』に基づき、世界で「産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力を継続する」という目標が掲げられています。1.5℃と2.0℃の上昇では、0.5℃違うだけですが、生じる影響には大きな違いがあるとされており、**深刻な影響を回避するためには、気温上昇を1.5℃に抑える必要がある**と考えられています。

気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年に世界のCO₂排出量を実質ゼロ[※]にする必要があるとされており、私たちに残された時間はあと30年しかありません。

※CO₂などの温室効果ガスの「排出量」から、植林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

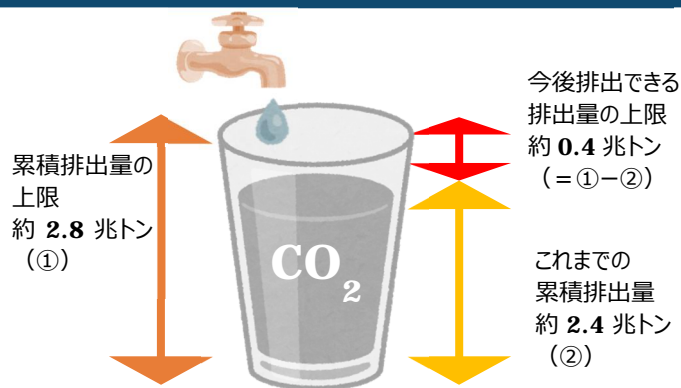
なるほど、30年以内に
どうにかせなあかんねんや。



■ 気温上昇を1.5℃までに抑えるためのカーボンバジェット

カーボンバジェット（炭素予算）とは、気温上昇をあるレベルまでに抑えようとする場合に、排出することができる温室効果ガスの上限のことです。これまで既に、人為的に約2.4兆トンのCO₂を排出しており、**気温上昇を1.5℃までに抑えるためには、今後排出できる量はわずか約0.4兆トン（上限量の約14%）しか残っていません**。現在のペースで排出を続ければ、残り10年程度で使い切ってしまう。

カーボンバジェットのイメージ図



ちょっと待って、30年もないやん！
あと10年が勝負やということやんか。
危ないところやった。

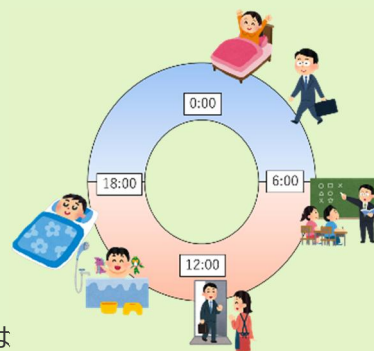
30年後のために、そしてこれからの勝負の10年のために、
大阪府でも様々な取組みが始まっているよ！



【コラム】このままだと2100年の夏は朝3時から活動！？

仮に温室効果ガスの排出削減が行われず、地球温暖化が進行した場合、2100年頃に屋外で働く人が熱中症等のリスクを回避するためには、労働時間を6時間程度早める必要があるとの研究結果が発表されています。つまり、今の始業が午前9時の場合、午前3時から仕事をするようになります。

しかし、実際に夜間に活動時間をシフトすることだけで地球温暖化に対処することは困難です。社会・経済への深刻な影響を少しでも回避するためには、私たちは温室効果ガスの排出削減を加速させていくと同時に、社会システムや事業活動、生活の面で様々な工夫をして「適応」していくことも必要になります。

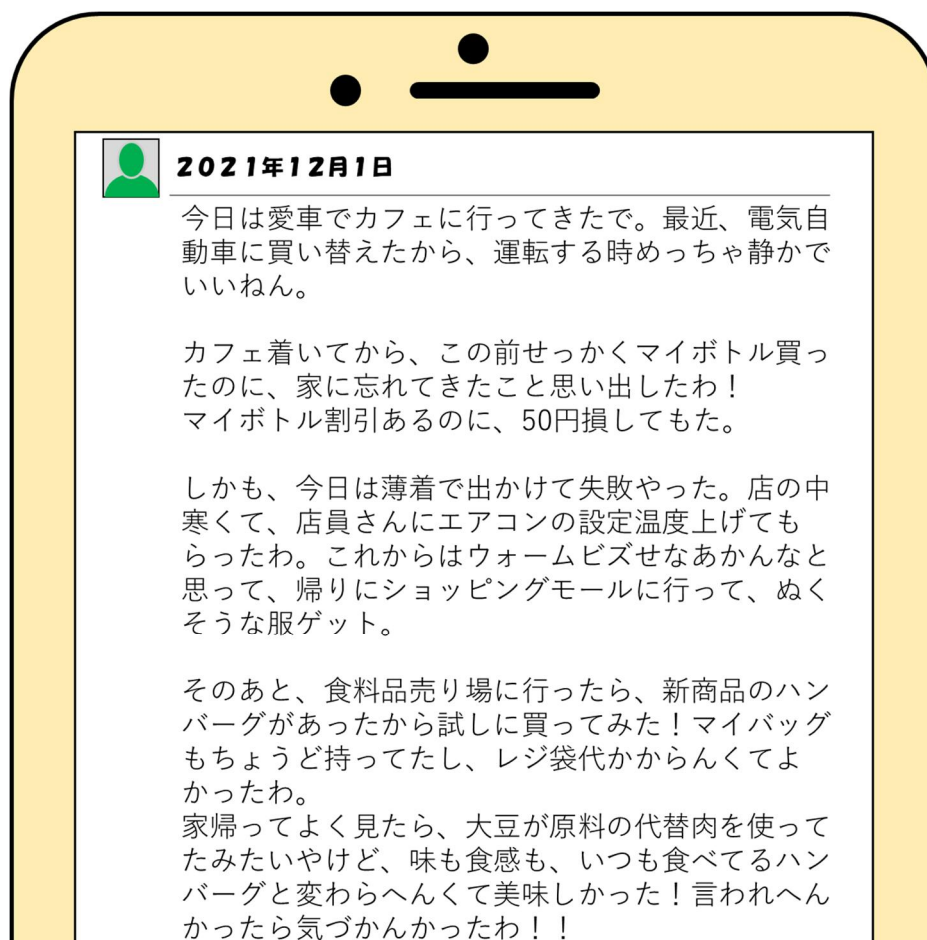


第3章 今日から始めるCO₂排出量実質ゼロチャレンジ！

身近な行動がCO₂排出につながっている！

近年、オフィスや工場などをはじめとして地球温暖化対策の取組みが進んできていますが、私たちの家庭での取組みも不可欠です。大阪府全体で排出されるCO₂排出量のうち、家庭からの排出は約2割を占めており、**2050**年に府域でCO₂排出量実質ゼロを達成するためには、私たちの日々の取組みが重要となります。皆さんは、日常生活の中のどんな場面でCO₂が排出されているか知っていますか？多くの身近な行動がCO₂の排出に関わっています。

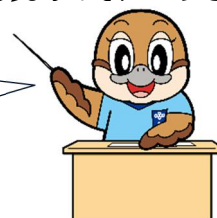
ここに、ある大阪府民が日常をつぶやいたSNSの投稿があります。この中にも、CO₂の排出に関わっている行動があるので、探してみてください。排出量を増加させる行動もあれば、削減につながる行動もあります。



探せましたか？例えば、「電気自動車への買い替え」は、CO₂の排出削減につながる行動です。電気自動車は、走行中にCO₂を排出しないので、ガソリン車の使用で排出していたCO₂を削減することができます。一方、「エアコンの設定温度を上げた」ことはどうでしょうか。エアコンは比較的大きな電力を消費します。その電力が火力発電により作られていけば、発電所ではより多くの化石燃料を燃やすこととなり、CO₂の排出量が増加してしまいます。

他にも、この投稿にはCO₂の排出に関わる行動があります。その内容は次のページに書いてありますので、ページをめくる前にもう一度読んで探してみてください。

すぐに答えたらあかんで。よく読んで考えてな。じっくり考えることが大事やねん。



～CO₂の排出削減につながる行動～


マイボトルの使用	使い捨てのプラスチック製のコップや、紙コップの製造・流通・廃棄に伴って多くのCO ₂ が排出されますが、マイボトルを使用することで、使い捨て製品を使わずに済みます。
ウォームビズ	ウォームビズとは、過度な暖房に頼らず、冬を快適に過ごすライフスタイルです。一般的に、電力による冷暖房を行う場合、室温設定の調節による省エネ効果は、夏よりも冬のほうが大きいことが知られています。
マイバッグを持ち歩く	プラスチック製レジ袋の代わりにマイバッグを使用すれば、プラスチック製レジ袋の製造・流通・廃棄に伴って排出されるCO ₂ を削減することができます。
代替肉製品の選択	家畜を育てる過程では、飼料の生産・輸送に伴うCO ₂ などが排出されるため、肉を使わず、大豆など植物由来の原料でつくった「代替肉」の選択は、CO ₂ の排出量の削減につながる可能性があります。

身近な行動がCO₂排出につながっているんだね。
 どうしたらCO₂の排出量を減らせるか、
 普段の生活でも、意識してみよう！



あなたは何タイプ？今日からできるCO₂削減につながる行動

あなたにとって実践しやすいCO₂排出の削減の取組みはどのようなものがあるでしょうか？「何から取り組んだら良いかわからない…」、「そもそもどんな取組みがあるのかわからない…」、そんな方のために3つのタイプ別に取組みメニューを作成しました。あなたの価値観に近いタイプを選んで、できることから取り組んでみましょう！

※比較的小手軽にできる取組みには、モットキットマーク  を付けています！

トレンド タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ★ 流行・最先端のものに興味がある！ ★ 新しい技術を用いた製品や取組みでCO₂を削減したい！ 	P.7
コスパ重視 タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ★ お得なサービスや商品などコストパフォーマンスの高い取組みがしたい！ ★ CO₂排出量を減らすだけでなく、他の効果も期待したい！ 	P.9
地元愛・地域応援 タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ★ 大阪・関西が好きだ！やっぱり地元・地域が一番！ ★ 地元・地域にも貢献できるようなCO₂削減の取組みがしたい！ 	P.10

新しく注目されてる取組みが多いなあ。
太間さんが生きてたらやってそうやな。



トレンドタイプ



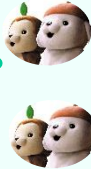
☑ ゼロエミッション車の利用

☑ アップサイクル製品の利用

☑ 代替食品・代替素材の選択

☑ ESG 投資の実践

☑ オンラインイベントの活用

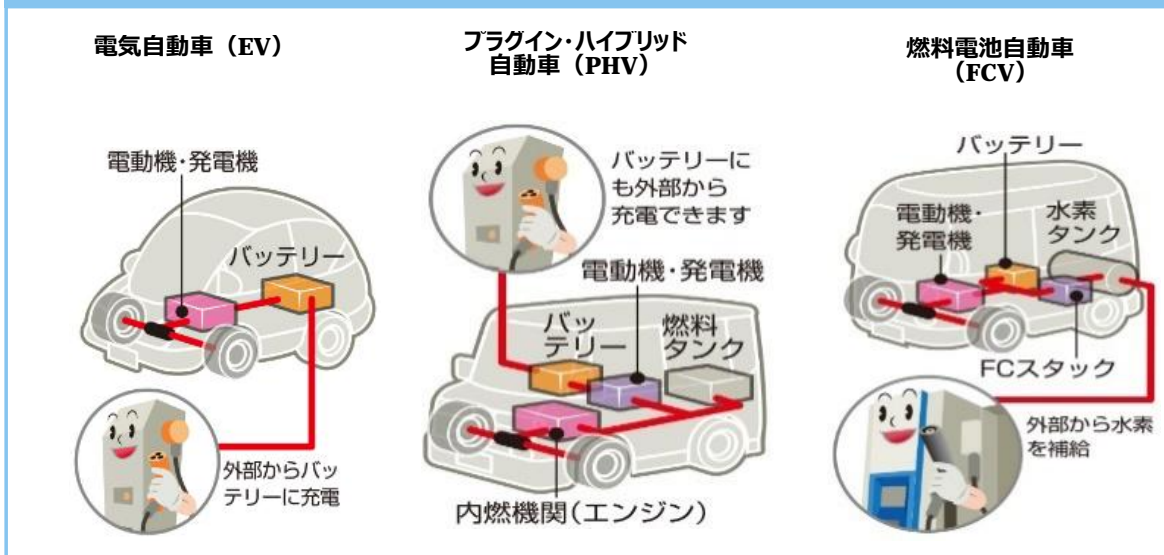


▶ゼロエミッション車の利用

電気自動車等の「ゼロエミッション車」は、走行時に CO₂ 等の排出ガスを出さず、電力を外部に取り出すことができるため、非常時等には蓄電池としての利用も可能です。2021年1月、菅内閣総理大臣が「2035年までに乗用車の新車販売で電動車 100%を実現する」と表明したため、今後、ゼロエミッション車のラインナップが充実してくる見通しです。

電気自動車の購入に加え、再生可能エネルギー電気への切替えを併せて行った場合、国から上限 80 万円の補助を受けることができる制度もあります（令和3年度時点）。

ゼロエミッション車（ZEV：Zero Emission Vehicle）の種類



V2H とは

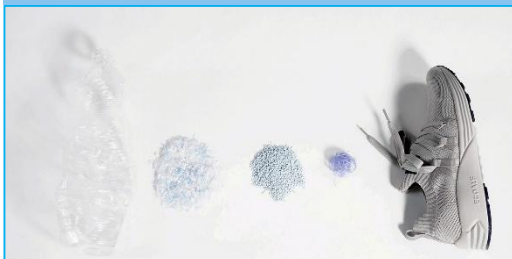
V2H(Vehicle to Home)とは「車から家へ」という訳のとおり、車に蓄えられた電気を、家庭で有効利用するためのシステムや考え方を指す言葉です。

車の給電端子に特定の機器を接続して給電することができるため、災害時等に停電しても、車から供給される電気によって家の中で電気を使用できます。

▶アップサイクル製品の利用

これまでごみとして焼却等により処分されていたペットボトルや廃材などを使って、デザイン性に富んだオシャレな、より価値の高い製品に生まれ変わらせる「アップサイクル」が注目を集めています。アップサイクル製品を購入することで、ごみの焼却から排出される CO₂ を削減できます。

海に捨てられたプラスチックから作られたスニーカー



(出典) 三陽商会「ECOALF」

海洋ペットボトルを選別・洗浄して不純物を取り除いた後、分子レベルまで分解して繊維状に加工された素材が使用されています。

ビニール傘から作られたバッグ



(出典) PLASTICITY

廃棄されたビニール傘を選別、解体、洗浄して生地として再生し、その生地を何層にも重ねてプレスした素材が全面に使用されています。

【コラム】 メーカーと小売事業者が連携した循環型の衣料品販売・回収の取組み

サステナブルな循環型社会の実現をめざした取組みとして、アパレルと小売事業者がパートナーシップを組み、循環型のものづくりが始まっています。再生繊維を使った服を販売し、使用された後に回収し、回収した服を繊維原料に再資源化して、また新しい服に生まれ変わらせています。

▶代替食品・代替素材の選択

肉や卵など動物性の食品を、植物性の原料で再現する「代替食品」の開発が広がっています。家畜を育てる過程では、飼料の生産・輸送に伴う CO₂ 排出や、家畜の消化器からのメタンの発生等により、多くの温室効果ガスが排出されるため、植物由来の原料を使うことで、環境負荷の低減につながる事が期待されています。

また、食品だけでなく、ファッションの分野でも、従来の動物性素材に代わる代替素材の利用が始まっています。

大豆から作った代替肉のからあげ



(出典) 不二製油(株)

大豆から作った代替卵のスクランブルエッグ風



(出典) キューピー(株)

パイナップルの皮から製造されたヴィーガンレザー



(出典) (株)ナダヤ ホームページ

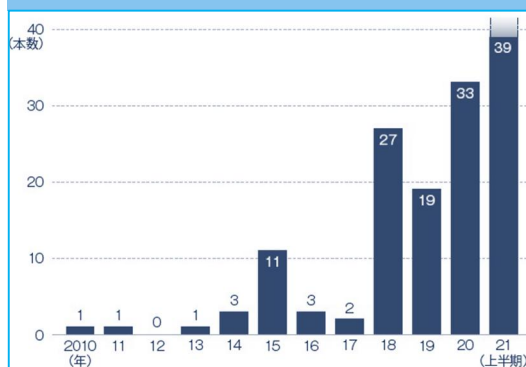
廃棄されるパイナップルの葉の繊維を主な原料とするヴィーガンレザー。パイナップルの葉の繊維を約 70%、生分解性プラスチックを約 20%含んでいます。

▶ESG投資の実践

ESG 投資とは、「環境 (Environment) ・社会 (Social) ・ガバナンス (Governance) 」の観点から考慮した投資のことであり、長期目線で社会貢献もできる特徴から、注目を集めています。

近年、個人が購入できる新たな ESG 関連のファンドの販売が増加してきています。

ESG 関連ファンドの新規設定本数の推移



(出典) 日経 ESG ホームページ

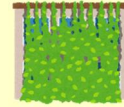
コスパ重視タイプ



商人の町大阪やし、
お得な情報は気になってしまうなあ〜。



☑ ZEHに住む、省エネ機器の使用



☑ シェアリングサービスの活用



☑ 消費期限が近づいたお得な食材等の購入

☑ マイボトル・マイ容器の利用



☑ みどりのカーテン・寒冷紗の活用



▶ ZEHに住む、省エネ機器の使用

ZEH(ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは、住宅の高断熱化と省エネルギー設備機器により消費エネルギーを減らしつつ、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、**1年間で消費する住宅のエネルギー量の収支が概ねゼロとなる住宅**のことです。

また、省エネ機器だけで見ても、その技術は年々進歩しており、入れ替えによって電力使用量を削減でき、光熱費の節約にもつながります。

ZEHの概要



省エネ機器の使用

現在の電気冷蔵庫は10年前のものに比べて約49%、LEDランプの消費電力は一般の電球と比べて約85%の省エネになるなど、進歩しています。

▶ シェアリングサービスの活用

個人が物を所有せず、必要な時に、必要なだけ利用できるシェアリングサービスが様々な分野で広がっています。製品の製造や廃棄により発生するCO₂の排出を抑えることができ、お財布にも優しいという利点もあります。

駅での傘のシェアリング



スマートフォン等を利用し、駅や公共施設で手軽に傘を借りられるサービスは、大量生産・大量廃棄型からの転換により、環境負荷の低減につながります。

「サブスク」サービス

「サブスク」とは、商品やサービスを一定期間定額で利用できる仕組みのことです。服やカバンなど様々な商品で、サブスクのサービスが始まっています。



▶ マイボトル・マイ容器の利用

マイボトル、マイ容器、マイバッグなどを持ち歩くことで、**使い捨てプラスチックごみを削減し、プラスチックの製造・流通・廃棄に伴うCO₂の排出を削減**することができます。さらに、値引きなどのお得な特典がある店舗もあります。マイ容器・マイボトルで食料品や飲み物などを持ち帰ることができる店舗・スポットを探せるサービスも提供されています。

折りみ可能な持ち運びしやすい容器



Osaka ほかさんマップ



マイ容器・マイボトルで食料品や飲み物などを持ち帰ることができるお店・スポットを掲載しています。

地元愛・地域応援タイプ



やっぱり好きやねん、大阪。
ということやね。



✓ 大阪産(もん)等の地域の旬の食材の購入

✓ 地域の環境活動への参加

✓ 公共交通機関の利用

✓ 環境に関連する寄付

(ふるさと納税、クラウドファンディングなど)

✓ 地域の再生可能エネルギー電気の活用・太陽光パネルの設置

▶ 大阪産(もん)等の地域の旬の食材の購入

地域の農産物等をその地域で消費する「地産地消」は、輸送等に伴う CO₂の排出削減につながります。また「旬」のものを積極的に選ぶことも、ハウス栽培等によって排出される CO₂の削減になります。

大阪府では、府内で生産・収穫される農産物、畜産物、林産物、水産物と、それらを原材料として使用した加工品を「大阪産(もん)」として一体的に PR しています。



きくな
(しゅんぎく)



デラウェア
(ぶどう)



しらす

都道府県別の生産量で、
きくな は全国 1 位、
デラウェア は 3 位
しらす は 5 位やで！
大阪の農林水産業もやるやん！



▶ 地域の交通機関の利用

1 人が 1 km 移動する際に排出される CO₂排出量は、自家用乗用車と比べてバスは 1 / 2、鉄道は 1 / 8 とされています。最近では、各地で、より環境負荷の少ない新しいモビリティの活用も行われており、地域の新たな足となることが期待されています。

グリーンスローモビリティの導入実証事業 (河内長野市)



南花台地区において、自動運転のカーンを高齢者が多く住む団地内の移動手段として運行する実証事業が行われています。高齢者が買い物など外出する機会を維持するのが狙いで、ガソリン車ではなく、電気自動車を利用した取組みであり、IoT 技術等を活用したグリーンスローモビリティ (時速 20 km 未満で公道を走ることが可能な 4 人乗り以上の電動パブリックモビリティ) として注目されています。

▶ 地域の再生可能エネルギー電気の活用・太陽光パネルの設置

太陽光、風力、水力、地熱などの再生可能エネルギーは、CO₂を排出せず、地域の資源を生かせるエネルギー源です。各電力会社から、再生可能エネルギーにより発電された電力を購入できる個人向けのメニューも販売されており、それらを選択することで、CO₂の排出削減につながります。

また、自宅に太陽光パネルを設置すれば、CO₂を排出せずに家で使う電気を発電することができます。

太陽光発電所

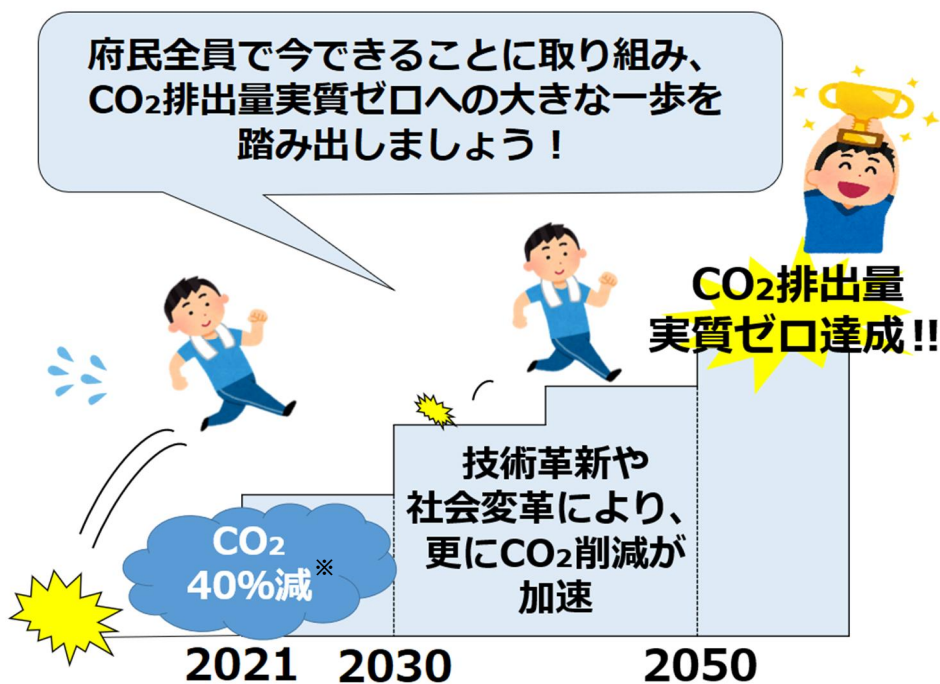


府民全員でめざす 2050 年CO₂排出量実質ゼロへ！

もし、このまま地球温暖化が進んでしまった場合、これまで以上の猛烈な台風や集中豪雨に襲われる、土砂崩れや河川の氾濫に見舞われる、40℃以上の日が続く昼間は気軽に外を歩けなくなる、といった可能性があります。

現在、大阪府では、2050 年までに CO₂排出量実質ゼロをめざして、様々な取り組みや支援をしています。2050 年までの約 30 年で、わたしたちの生活も、地域社会も経済も、どこまで変われるでしょうか。これまでの 30 年の変化を思い返してみると、30 年前、インターネットもスマートフォンも普及していませんでした。環境問題についても、大気汚染や水質汚濁の状況は大きく改善しました。また、環境保全と経済成長は対立するという考えから、持続可能な社会の実現のためには「環境」「社会」「経済」の 3 側面の課題を同時に解決する取り組みが不可欠という考えに変わりました。それを思うと、**今後の 30 年も、大きく変われると思いませんか？**

地球温暖化の進行を食い止め、快適で豊かな未来を実現するためには、府民全員が日々の生活で CO₂排出削減につながる行動を選択していくことが必要不可欠です。一人一人の取り組みが集まり、**社会の大きなムーブメントになることで、脱炭素社会に向けた技術革新や社会変革を起こすことができます。**府民全員で 2050 年 CO₂排出量実質ゼロを達成し、持続可能な未来を築きましょう！



※大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における目標
：2030 年の府域の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 40%削減



CO₂ 排出量実質ゼロを達成できたら、街の様子や家での暮らしはどんな風になるのかなあ？

みんなで一緒に想像してみよう！



【コラム】 CO₂排出量実質ゼロを達成した未来の街や暮らしを想像してみよう！

街の様子は…



家での暮らしは…

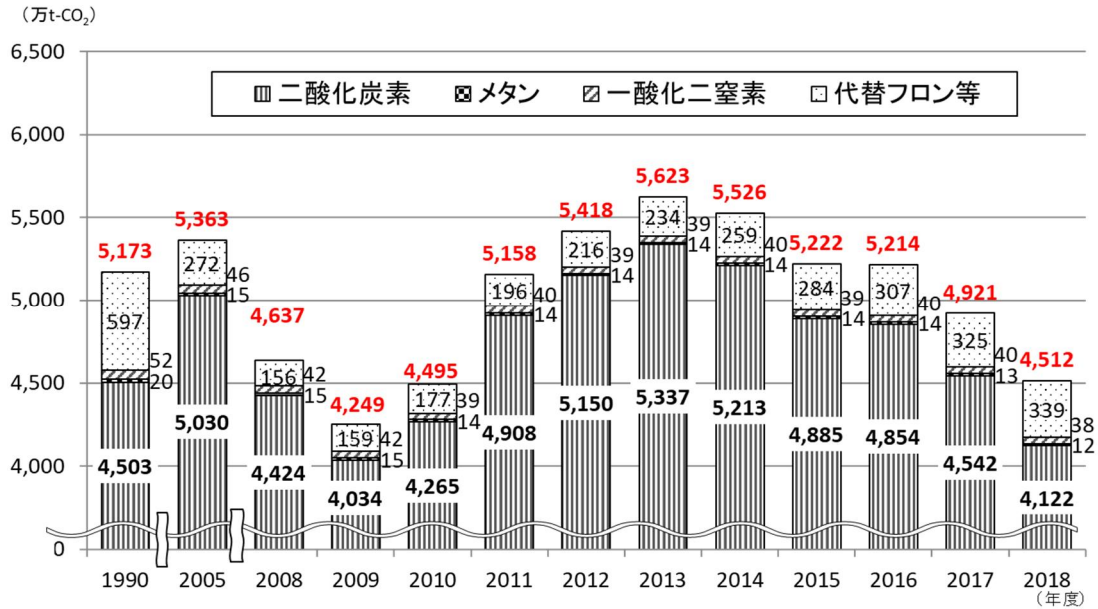


序章 おおさかの環境の状況

1 低炭素・省エネルギー

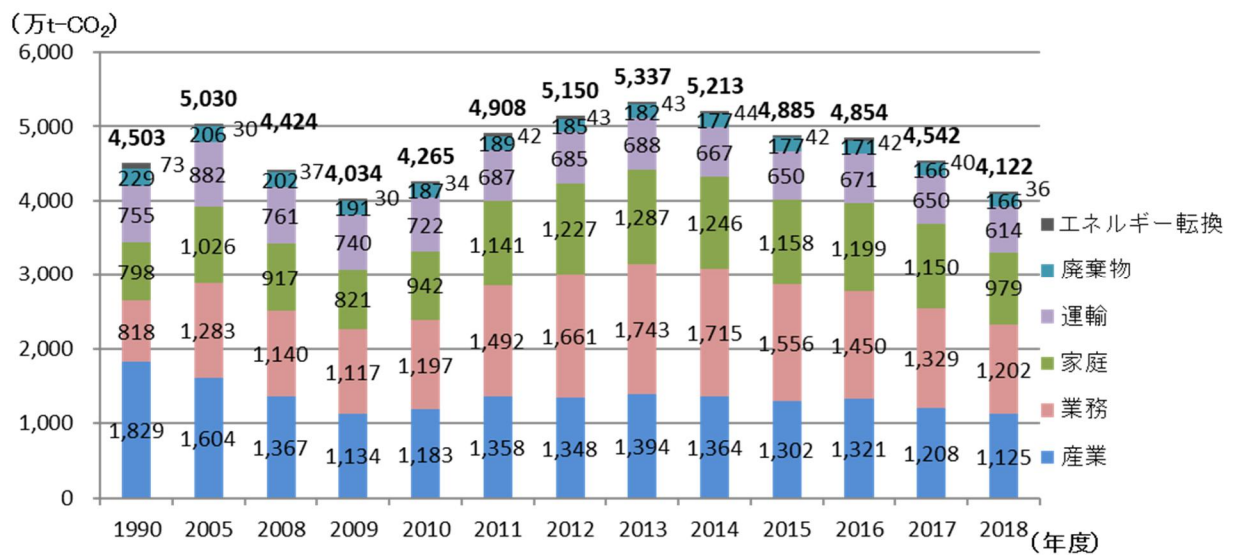
- 温室効果ガスの排出量については、2018年度は4,512万トンであり、2017年度と比べて8.3%減少しています。主な減少要因は、電気の排出係数*の低下によるものと考えられます。

*電気の排出係数とは、電力会社が排出する二酸化炭素排出量を販売電力量で割った値



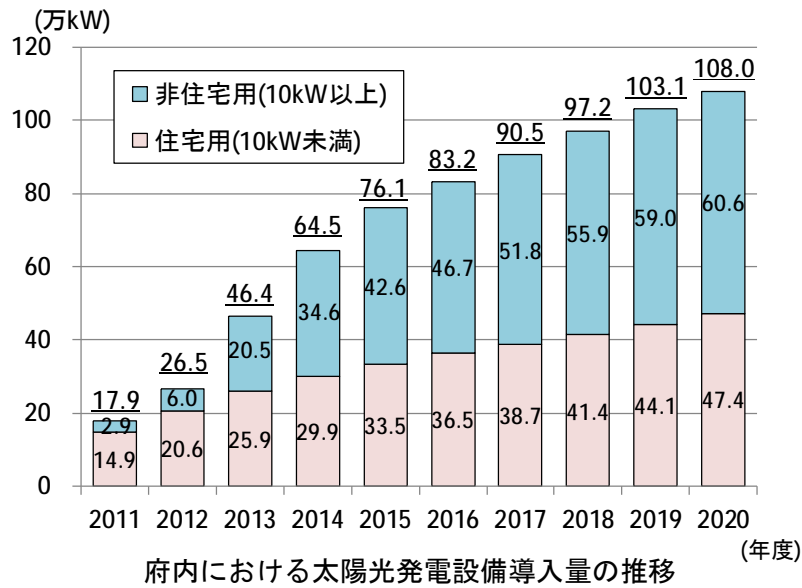
府内における温室効果ガス排出量の推移

- 二酸化炭素の排出量については、2018年度は4,122万トンであり、2017年度の4,542万トンと比べ、9.3%減少しています。2013年度以降、各部門は減少していますが、その他ガス部門は増加傾向にあります。



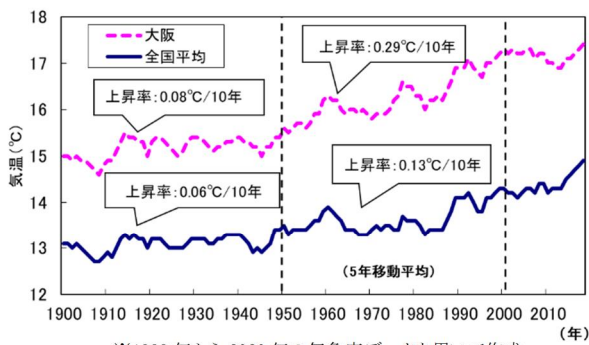
府内における二酸化炭素排出量の推移

○ 太陽光発電設備の2020年度の導入量は108.0万kWであり、2019年度の103.1万kWと比べ4.9万kW増加しています。

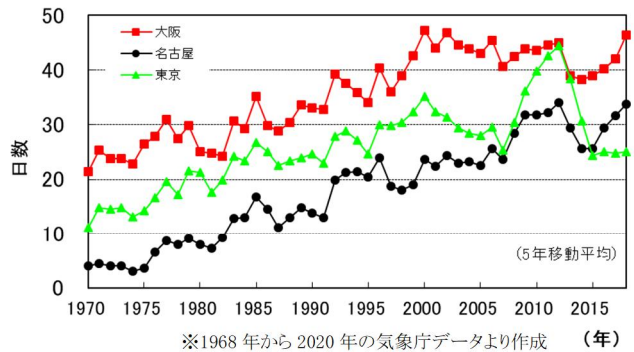


○ 年平均気温は、日本平均を上回る変化率で長期的に上昇しています。地球温暖化の影響を除外した大阪・豊中・枚方の3地点平均の熱帯夜数は、おおさかヒートアイランド対策推進計画で基準年としている2000年と比べ、2017年では7日減少しています。真夏日数については、近年70~80日の範囲で推移しています。

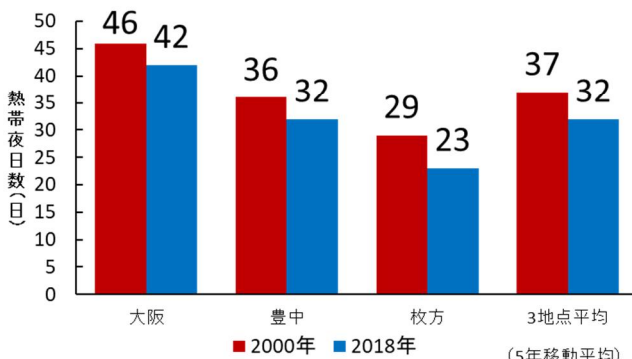
※日本平均(年平均気温): 都市化によるヒートアイランド現象の影響が少ない全国15都市の年平均気温の平均値であり、この気温上昇分は地球温暖化による影響と考えられる。



年平均気温の推移

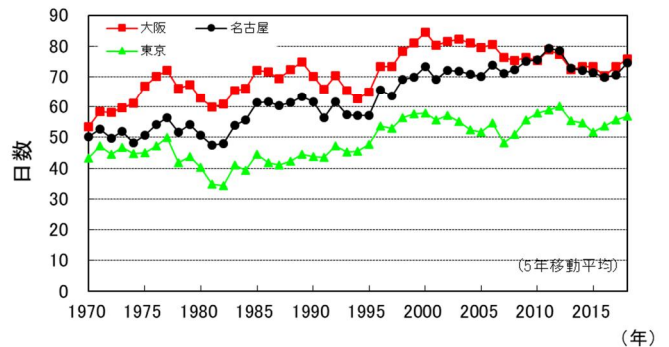


大都市における熱帯夜数の推移



※1998年から2002年、及び2016年から2020年の気象庁データを用いて作成

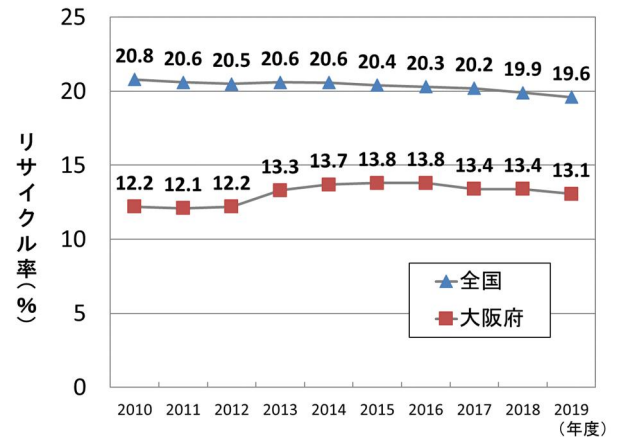
地球温暖化による影響を除いた熱帯夜日数の比較



大都市における真夏日数の推移

2 循環型社会

- 一般廃棄物について、2019年度の1人1日当たりのごみ排出量は953g/人・日で近年横ばい傾向にあり、リサイクル率は13.1%となっています。

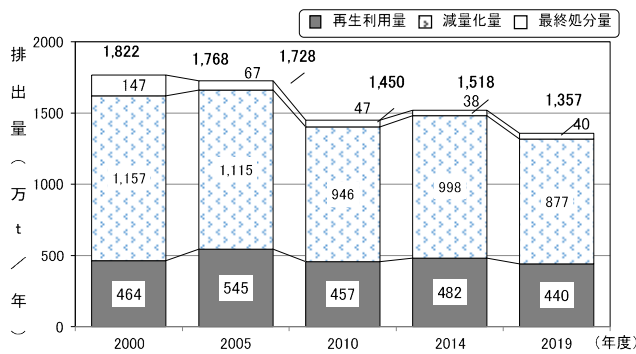


一般廃棄物排出量の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

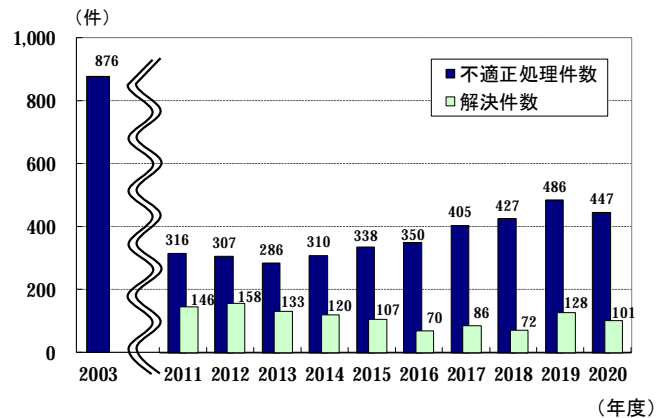
一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 産業廃棄物について、2019年度の最終処分量は40万トンであり、2014年度と比べ3.7%増加しています。また、不法投棄等の不適正処理の件数は近年、漸増傾向にありますが、2003年度のピーク時から半減しています。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

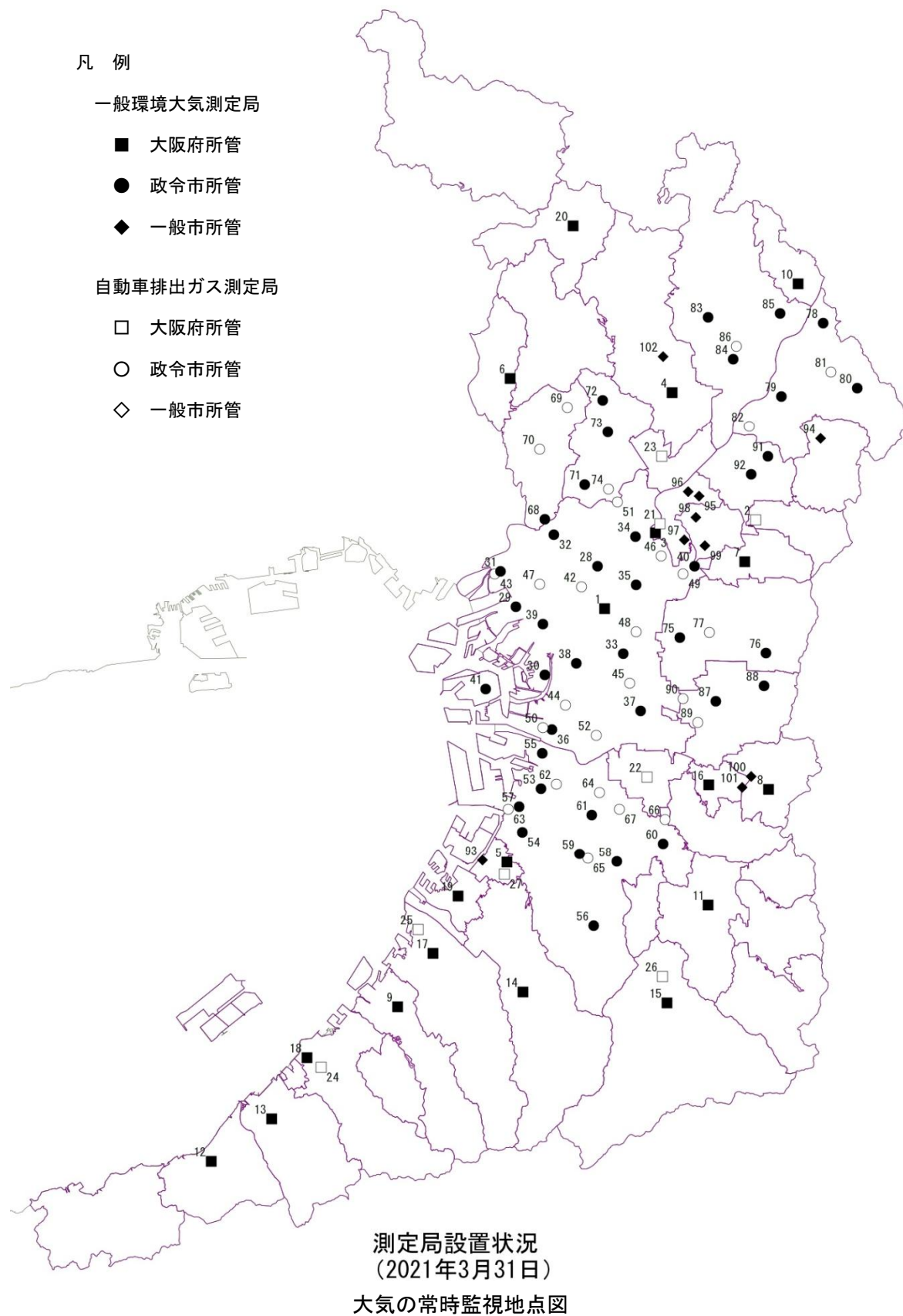
注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



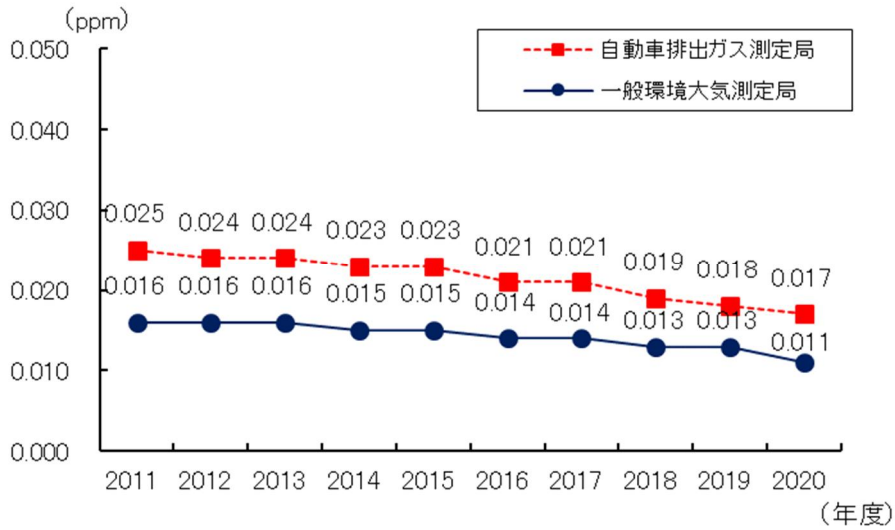
産業廃棄物の不適正処理件数

3 大気環境

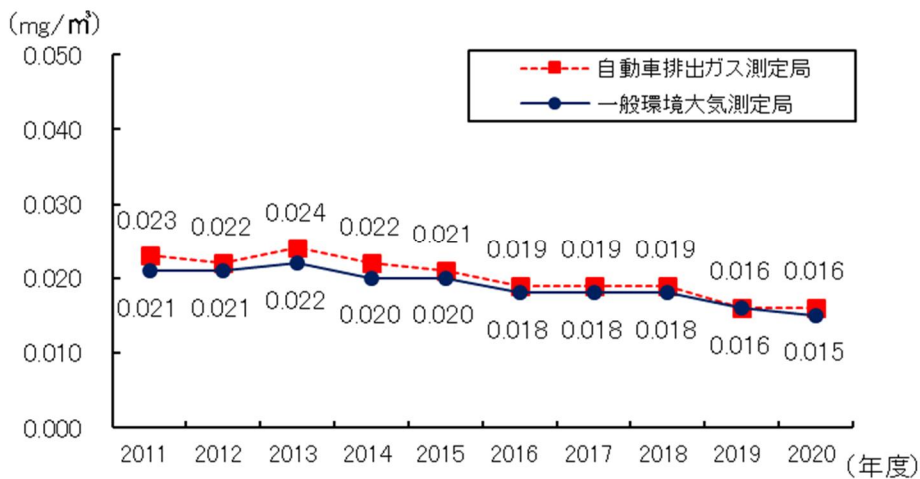
○ 一般環境大気測定局68局、自動車排出ガス測定局34局で大気環境調査を行いました。



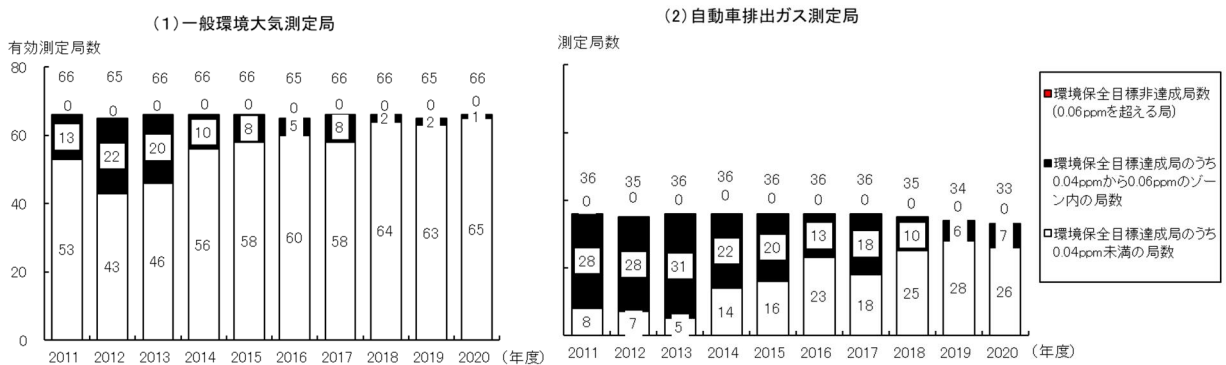
○ 二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度については、長期的に改善傾向で推移しています。2020年度は、二酸化窒素は99局全局で、浮遊粒子状物質は97局全局で、それぞれ環境保全目標を達成しました。



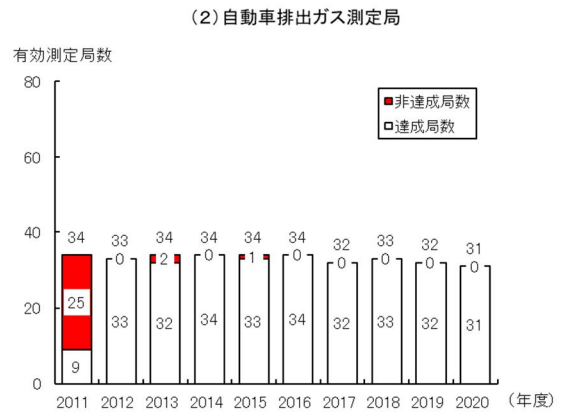
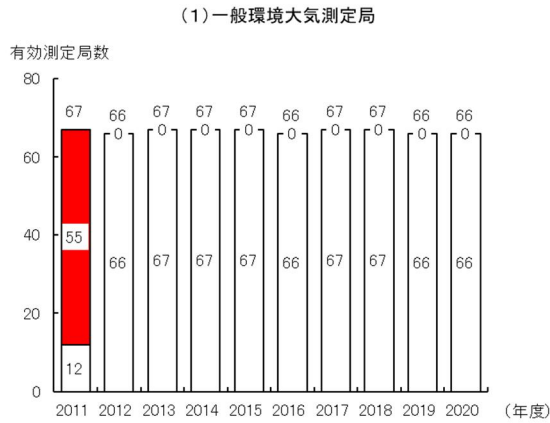
二酸化窒素濃度 (年平均値) の推移



浮遊粒子状物質濃度 (年平均値) の推移



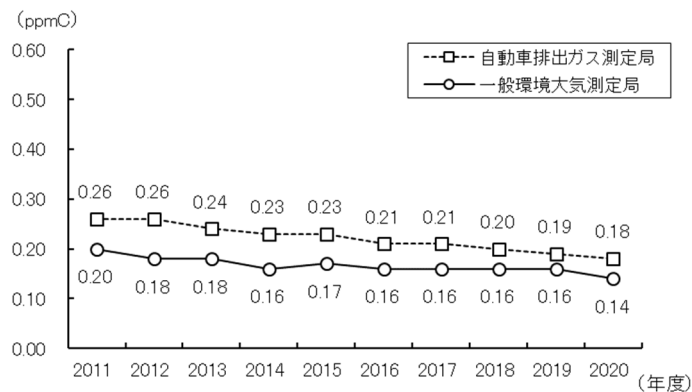
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



浮遊粒子状物質の環境保全目標達成局数の推移

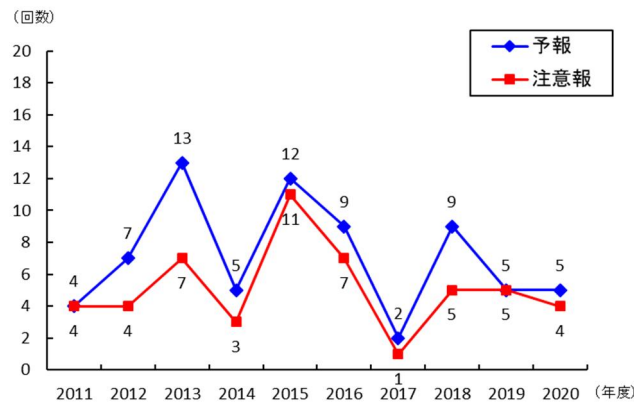
○ 光化学オキシダントについては、2020年度は、68局全局で環境保全目標を達成しませんでした。光化学オキシダントの原因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、緩やかな改善傾向で推移しています。

2020年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は4回で、年度によって気象条件による変動が大きく、発令回数の増減を繰り返しています。



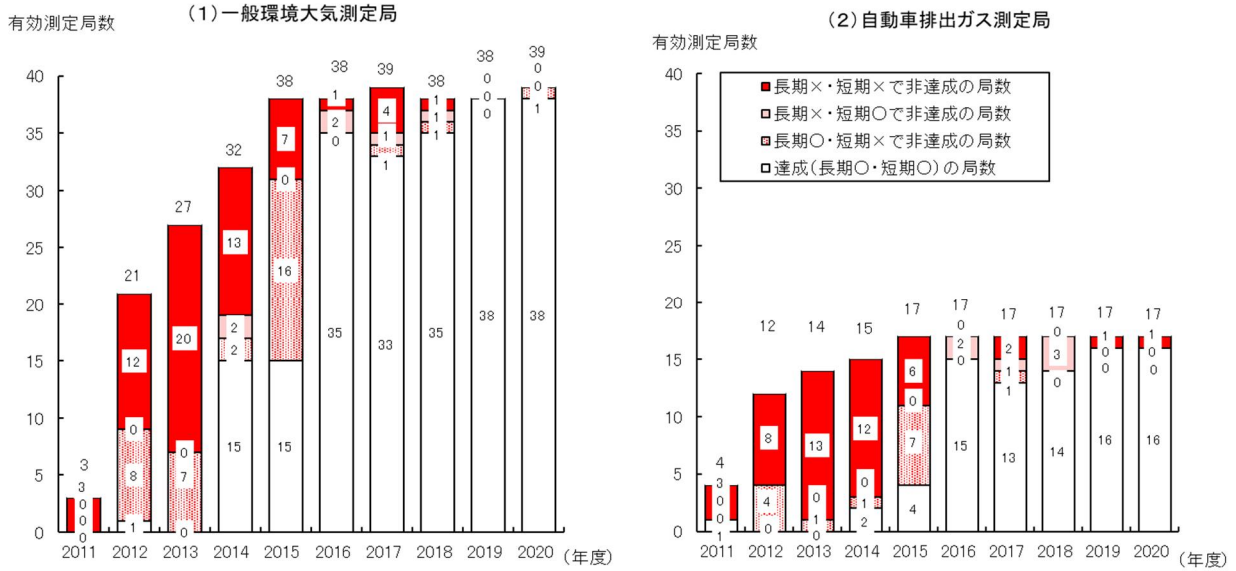
非メタン炭化水素濃度の推移

(午前6時から午前9時の3時間平均値の年平均値)



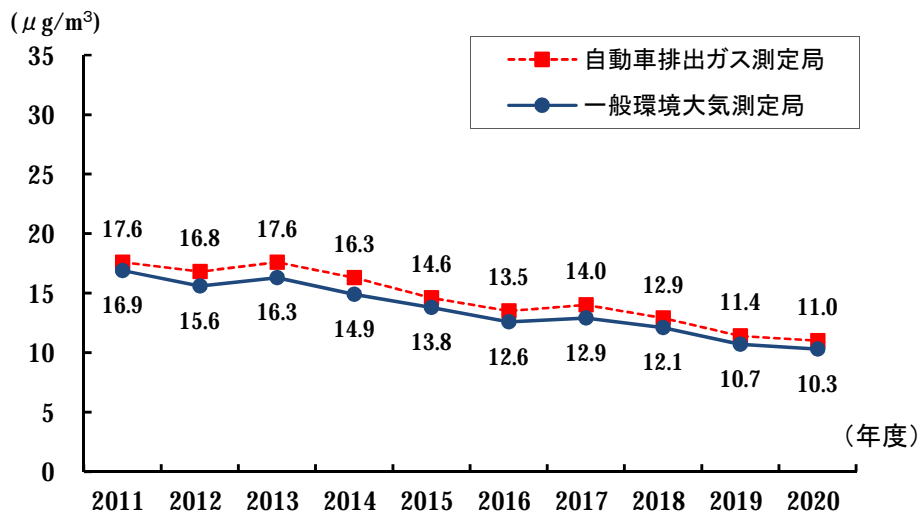
光化学スモッグ発令回数の推移

○ 微小粒子状物質（PM2.5）については、2020年度は56局中54局で環境保全目標を達成しました。年平均濃度については、2020年度は前年度に比べてやや低下し、2011年度以降緩やかな改善傾向を示しています。



注1 凡例の「長期」は長期基準、「短期」は短期基準、「○」は達成、「×」は非達成をいう。
 注2 環境保全目標は長期基準と短期基準ともに達成（長期○・短期○）することが必要。

PM2.5の環境保全目標達成状況



PM2.5濃度（年平均値）の推移

4 水環境

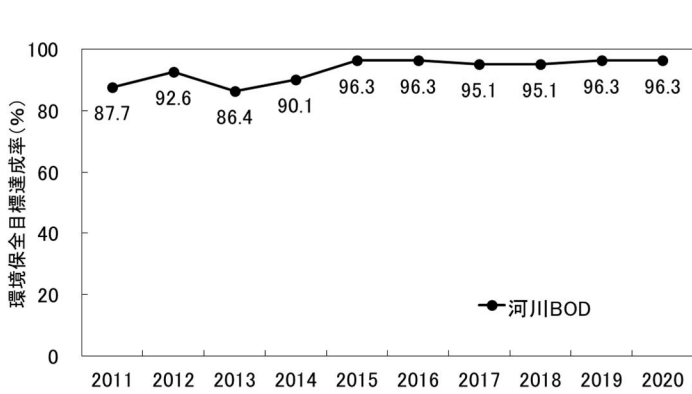
○ 河川については 100 河川 139 地点、海域については 22 地点で水質調査を行いました。



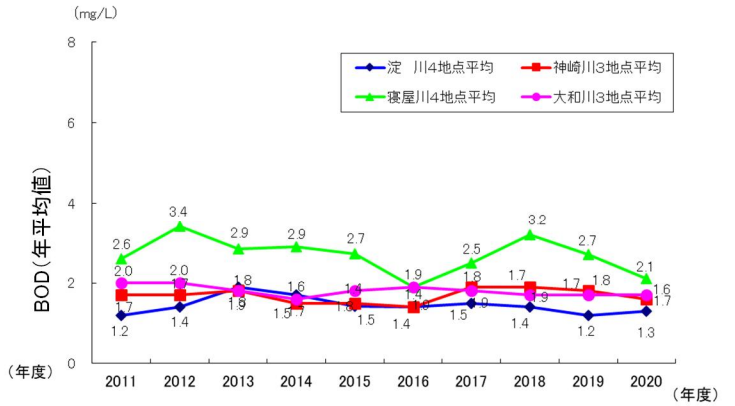
河川及び海域の常時監視地点図

○ 河川の水質は概ね改善傾向にあり、2020 年度における生物化学的酸素要求量（BOD）の環境保全目標達成率は 96.3%でした。海域の水質については緩やかな改善または横ばいの傾向であり、化学的酸素要求量（COD）の環境保全目標達成率は、66.7%でした。

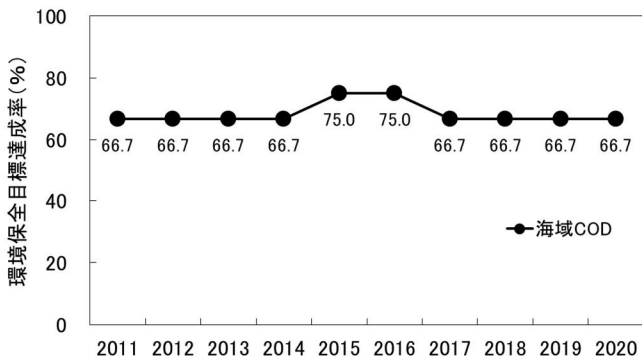
※兵庫県の測定地点を含め水域ごとに評価



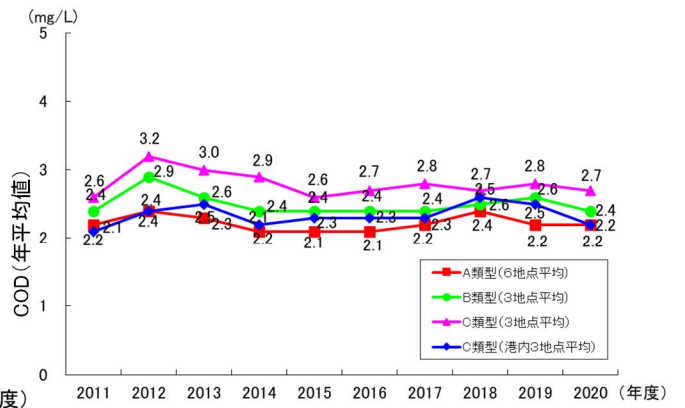
河川の BOD の環境保全目標達成率の推移



市内主要河川の BOD（年平均値）の推移



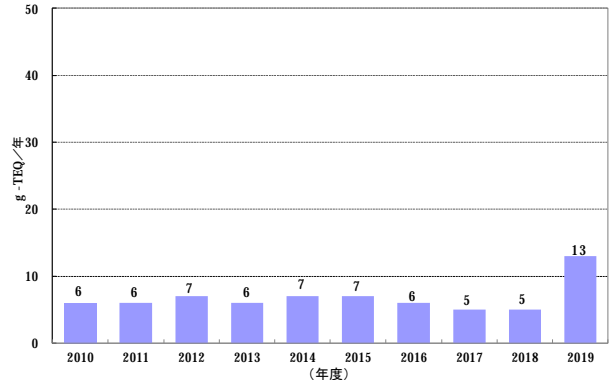
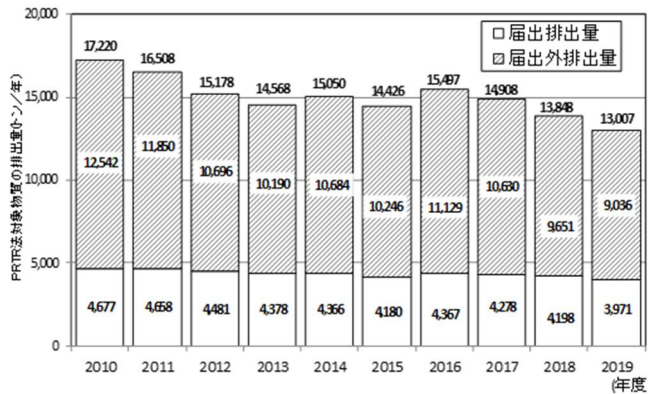
海域の COD の環境保全目標達成率の推移



大阪湾の COD（大阪府測定点・全層年平均値）の推移

5 化学物質

- 環境中への化学物質の排出量は概ね減少傾向にあり、2019年度の排出量は2010年度から約24%削減されています。また、2019年度のダイオキシン類の排出量は2018年度より増加しているものの、近年低い排出量で推移しています。

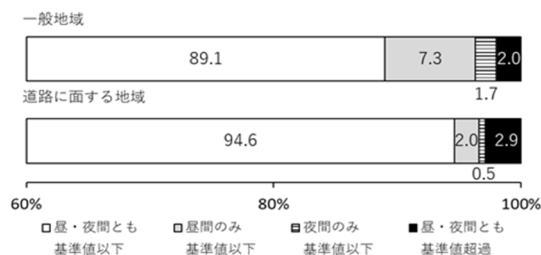


府内における化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 対象物質の排出量の推移

府内でのダイオキシン類の排出量の推移

6 騒音

- 道路に面する地域における環境保全目標の達成率は緩やかな改善傾向にあり、2019年度は昼・夜間ともに目標値以下の住居等の割合は94.6%でした。

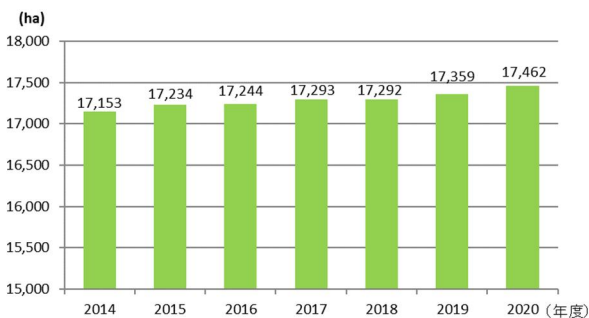


2019年度 騒音に係る環境保全目標達成状況

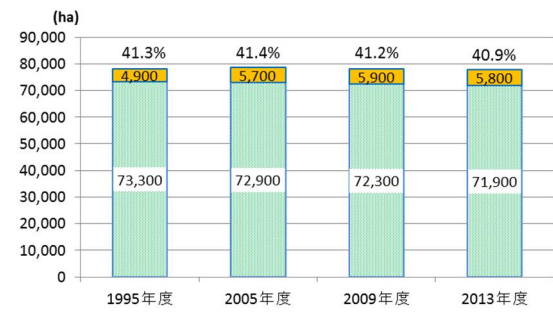
道路に面する地域における環境保全目標達成率の推移

7 自然環境

- 指定した保安林面積は、17,462haです。また、緑地面積は、府域の約4割を維持しています。



府域の保安林の指定面積の推移



府域の緑地面積の推移

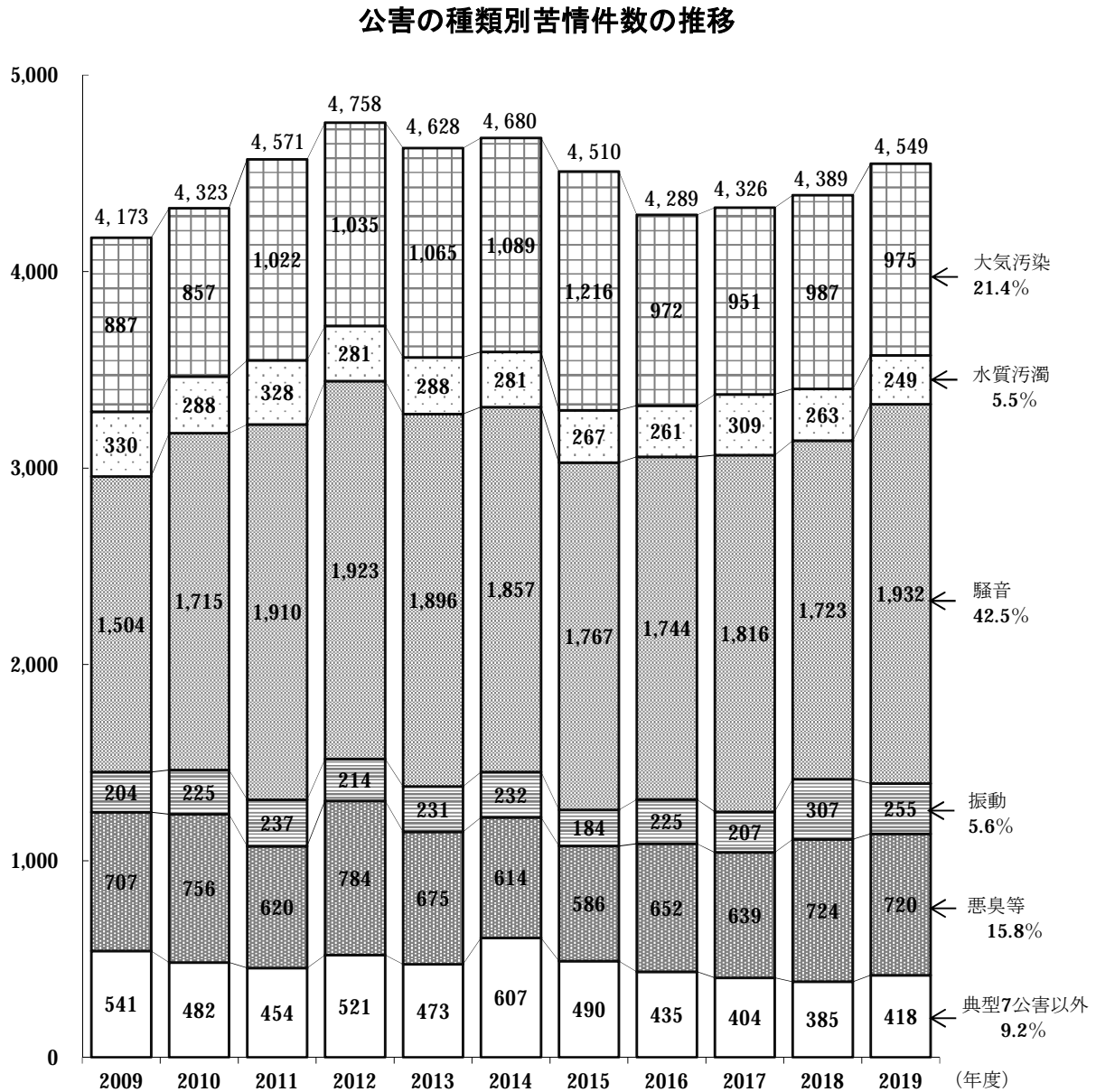
8 立入検査等実施件数

○ 2020 年度に法令等に基づき府が実施した立入検査・指導等の件数は以下のとおりです。

大気		
一般大気	事業所への立入検査件数	130 件
	法・条例対象施設に係る届出件数	308 件
	サンプル採取・分析件数	36 件
アスベスト	解体現場への立入検査件数	465 件
	アスベストに係る届出件数	227 件
	サンプル採取・分析件数	84 件
水質		
	工場・事業場への立入検査件数	311 件
	法・条例対象施設に係る申請・届出件数	212 件
	サンプル採取・分析件数	172 件
騒音		
	事業場への立入件数（深夜営業規制）	11 件
交通環境		
	立入検査回数及び立入検査台数	8 回 2,465 台
土壌汚染		
	法・条例・自主調査指針に基づく調査報告件数	32 件
	土地の形質変更届出件数	68 件
化学物質		
	法・条例に基づく排出量等の届出件数	462 件
	条例に基づく管理計画及び管理目標の届出件数	118 件
廃棄物・リサイクル		
一般廃棄物	一般廃棄物処理施設への立入検査件数	19 件
	サンプル採取件数	25 件
産業廃棄物	産業廃棄物排出事業者等に対する立入検査件数	2,155 件
	産業廃棄物排出事業者からの報告徴収件数	13,118 件
	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査件数	515 件
	自動車リサイクル法に基づく立入検査件数	50 件
	サンプル採取・分析件数	85 件
	フロン排出抑制法に基づく登録業者への立入検査件数	7 件
	フロン排出抑制法に基づく機器管理者への立入検査件数	8 件
	フロン排出抑制法に基づく引取等実施者への立入検査件数	49 件

9 その他

- 2019年度に受け付けた苦情件数については、2018年度に比べて約3.6%増加し、最も多い苦情は騒音に関するもので苦情全体の42.5%を占めています。



(注) 苦情件数は他機関からの移送分を含む。

(公害等調整委員会調べ)

第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に基づき各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「新環境総合計画」に示した施策の方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■環境基本条例（1994年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■循環型社会形成推進条例（2003年3月）

再生品の普及促進や廃棄物の適正処理の徹底など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

■温暖化の防止等に関する条例（2005年10月）

事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制や建築物の省エネルギー等の環境配慮など、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象の緩和に向けた施策を推進しました。

電力ピーク対策の促進（エネルギー多量消費事業者における対策計画書制度に電気の需要の平準化の観点を追加等）、エネルギーの使用の抑制等に関する情報交換の促進（一般電気事業者等による報告制度等）、高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に関する条項を追加しました。（2013年4月施行）

また、一定の建築物を新築・増改築する場合の省エネルギー基準の適合義務化対象や建築物環境性能表示義務化対象を拡大しました。（2018年4月施行）

■生活環境の保全等に関する条例（1994年3月）

府民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する規制や生活環境の保全に関する施策を推進しました。

また、土壌汚染対策法が改正されたことを踏まえ、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大等の改正を行いました。（2019年10月から全面施行）

ほう素等の排水基準に係る経過措置について、暫定排水基準を見直したうえで、3年延長する等の規則改正を行いました（2020年4月施行）

大気汚染防止法が改正されたことを踏まえ、石綿の除去作業にかかる規制対象建材や作業基準の改正を行いました。（2021年7月施行）

■水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（1974年3月）

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい排水基準を定めており、ほう素等の排水基準に係る経過措置について、暫定排水基準を見直したうえで、3年延長する等の改正を行いました。（2020年4月施行）

■自然環境保全条例（1973年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努め、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取組みを推進しました。2005年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行いました（2006年4月施行）。また、府民の目に触れるみどりのまちなみを創出し、緑視効果の高い景観形成を図ることを目的とした改正を行いました。（2016年10月施行）

■環境影響評価条例（1998年3月）

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が作成した環境影響評価準備書の審査、事後調査報告書等の縦覧を行いました。

■景観条例（1998年10月）

景観法を活用し、大阪府の景観を特徴づける軸となる13箇所の景観計画区域内において、建築行為等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。

■文化財保護条例（1969年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や、開発地における文化財を保護するため開発関係者に対して指導を行いました。

■放置自動車の適正な処理に関する条例（2004年3月）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

2 新環境総合計画の推進

2011年3月に策定した「新環境総合計画」に基づき、「府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市」の構築の実現に向け、前年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策をとりまとめ、下記に示す各分野について、諸施策を推進しました。



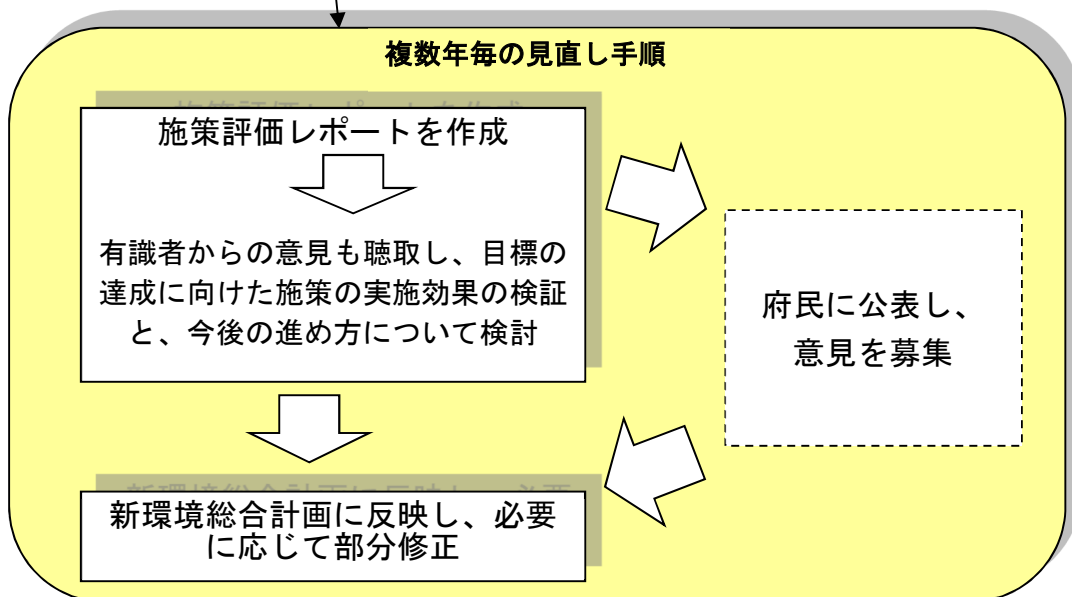
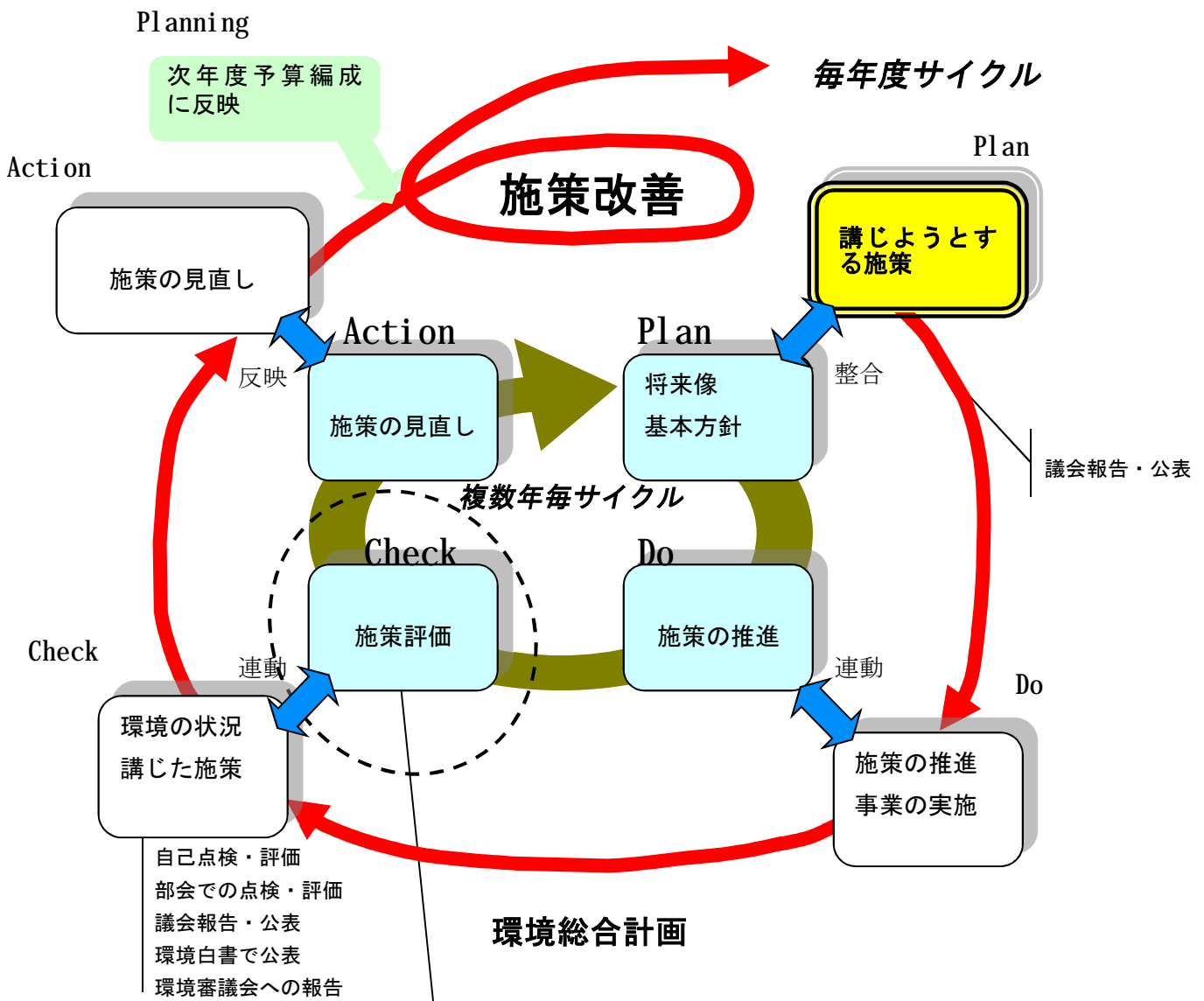
※「府民」とは、大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指します。

新環境総合計画に定める各分野の関連についての概念

3 新環境総合計画の進行管理

新環境総合計画の進行管理として、2つのPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。毎年度のPDCAサイクルにより個別の施策・事業の点検・評価を行うとともに、複数年（3～4年）毎のPDCAサイクルにより計画に掲げた施策の方向や主要施策の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図ることとしています。

	毎年度のサイクル	複数年毎のサイクル
Plan	環境基本条例に掲げられた基本理念や、新環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第9条第2項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表。	新環境総合計画の策定
Do	環境基本条例第6条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用。	新環境総合計画の推進
Check	環境基本条例第9条第1項により、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を作成し、府環境審議会環境総合計画部会で点検・評価。府議会に報告するとともに公表。	新環境総合計画に定められた2020年度の目標（アウトカム）毎に、関連する施策・事業を対象に作成した施策評価レポート及び工程表を府環境審議会環境総合計画部会において点検・評価。
Action	点検・評価結果等をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。	点検・評価結果をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。必要に応じ、計画の見直し。



新環境総合計画の進行管理に関する PDCA サイクルの概念

第2章 各分野において講じた施策

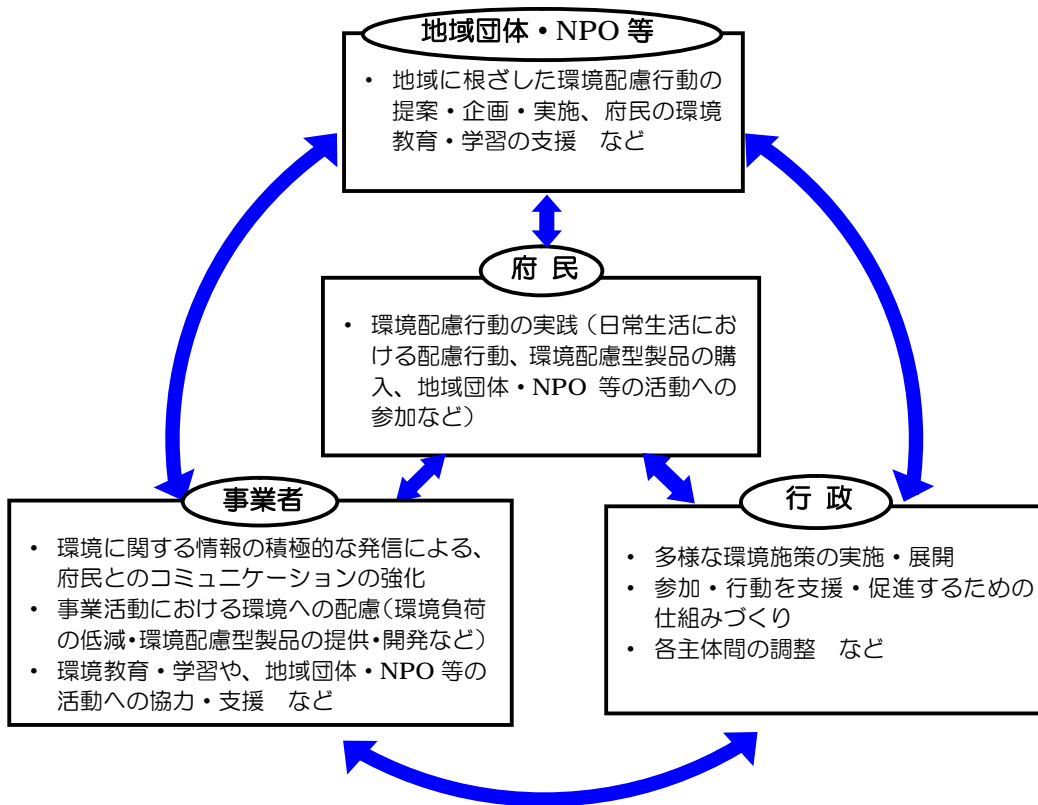
I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、私たちの生命を育てている健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐためには、社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



● 施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 〇 効果的な情報発信
- 〇 環境教育・学習の推進
- 〇 行動を支援する仕組みの充実

2020 年度の主な施策・事業と実績

効果的な情報発信

■環境情報の発信

[- 千円]

(目的)

ホームページやメールマガジンを通して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。

(内容)

大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しています。

最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信することで、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動の促進を図りました。



おおさかの環境ホームページ
エコギャラリーのトップページイメージ

<2020 年度の実績>

- ・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 2 件

【参考】

- ・エコギャラリー年間アクセス件数（主なページ） 19 万件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

【エネルギー政策課 06-6210-9319】

環境教育・学習の推進

■環境教育等の推進

[- 千円]

(目的)

府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。

(内容)

学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。



小学校での環境教育

<2020 年度の実績>

- ・府庁の各部局で取り組む環境教育出前講座等事業数 33 事業

(2019 年度)

【参考】2018 年度実績

- ・府庁の各部局で取り組む環境教育出前講座等事業数 31 事業

【エネルギー政策課 06-6210-9319】

行動を支援する仕組みの充実

■府民協働推進事業

[507千円]

(目的)

地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進すること。

(内容)

大阪府環境基本条例により設置している「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、会員相互の意見交換の促進するとともに、府民会議のネットワークを活用し、府民、団体、事業者等各主体の協働により、低炭素社会、海洋プラスチックごみ問題等の環境の課題に対応した持続可能な社会の実現を図るため、様々な主体の連携・協働による各種事業を実施しました。

- ・こども環境交流サミット
- ・学生エコチャレンジミーティング



学生エコチャレンジ
ミーティング

<2020年度の実績>

- ・こども環境交流サミット開催 1回
- ・学生エコチャレンジミーティング開催 1回

※おおさか環境デジタルポスターコンテスト、環境交流促進事業交流イベントは中止

【エネルギー政策課 06-6210-9319】

■環境データ「見る」「知る」「活かす」事業【新規】

[0千円]

(目的)

環境データ等を用いた府民向けのセミナー等を実施し、府の環境への理解促進、危機意識の向上等につなげること。

(内容)

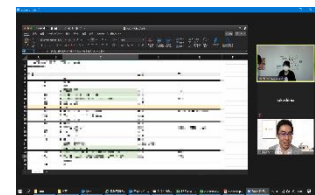
セミナーやワークショップを実施し、環境常時監視データが示す府の環境の変遷、光化学スモッグやPM2.5の発令時の対処、個人が取り組める環境保全活動の紹介等を通して、自身の意識を見つめ直す契機とする。



府民向けセミナー（イメージ）

<2020年度の実績>

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して中止。
- ・2021年度セミナー等の実施に向けた事前準備を行った。
- ・具体的には、ハルカス大学事務局等関係者間の打合せ（8回）、大学生を対象にしたプレワークショップ（1回）、講師候補者との折衝（4回）、地域情報化アドバイザーへの相談（1回）を実施し、事前に想定される課題や意見を抽出した上で事業の内容を固めた。



写真：地域情報化アドバイザーへの相談
（オンライン実施）

【環境管理室 06-6210-9621】

■環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業【新規】

[0千円]

(目的)

気候変動・海洋プラスチック問題の解決に向け、長期目標達成に資する環境技術のシーズ及びニーズ情報を調査し、府民や事業者への普及・啓発を行うことにより、各主体の行動を促進すること。

(内容)

府域の状況に応じた普及の取組みが必要と考えられる、2050年までの将来技術の現状と課題等を調査するとともに、事業者等が技術開発に活用できるよう、必要技術や普及手法等にかかる海外等のニーズ情報を調査しました。

<2020年度の実績>

※プロポーザル審査会を開催し、事業者の募集を開始した後、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、中止を決定

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

■笑働OSAKAの推進

[605千円]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。

(内容)

公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出しました。

<2020年度の実績>

アドプト・プログラムへの参加者

【2020年度実績】

・参加団体、参加者：641団体、約55,000人



【事業管理室 06-6944-9269】

■農業・農空間に関する活動への府民の参加促進

[0千円]

(目的)

農業の担い手が減少する中、企業や学生等の幅広い府民参加により、農業・農空間の持つ多様な機能の発揮促進を図ること。

(内容)

府民が気軽に農空間での活動に参加できるよう、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民と地域のマッチングを支援しました。

<2020年度の実績>

・HPや公式Facebook,Instagramにより農空間の魅力や活動等に関する情報の発信を行った。

・府民に農のある暮らしを提供するイベントに対して後援を行った。



学生ボランティアによる
棚田保全活動

【農政室 06-6210-9600】

[]内の数字は2020(令和2)年度決算額

II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築

《2020年度の目標》

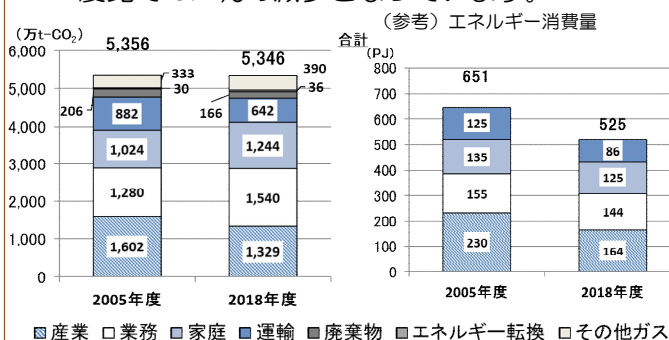
温室効果ガス排出量※を2005年度比で7%削減する。

※2005年度の電気の排出係数は関西電力株式会社の2005年度の値(0.358kg-CO₂/kWh)を用いて算定し、

計画期間(2015~2020年度)の電気の排出係数は関西電力株式会社の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて算定。

《目標に対する現状》

■府内における2018年度の温室効果ガス排出量は5,346万トンであり、2005年度比で0.2%の減少となっています。



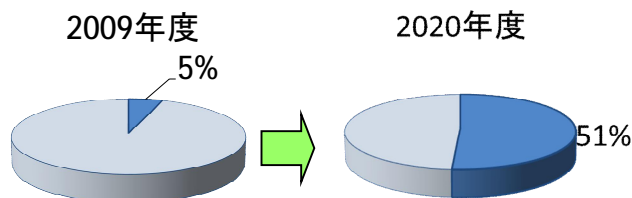
府内における温室効果ガス排出量の推移

注) 左図は温室効果ガス排出量、右図はエネルギー消費量を示す。
2018年度のエネルギー消費量は525PJであり、2005年度比で19.3%の減少となっています。

■府内の2020年度のエコカー(注)保有台数は約182万台(約51%)であり、2009年度と比べ約164万台(約46ポイント)増加しました。

※2009年12月：大阪エコカー普及戦略策定

(注)エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車以上の燃費を有する自動車)です。



18万台

自動車保有台数(二輪車を除く):
約347万台

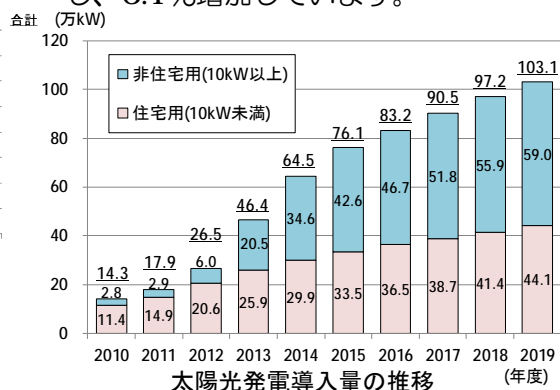
182万台

自動車保有台数(二輪車を除く):
約356万台

エコカーの普及台数

(注)エコカー保有台数には、大型特殊自動車の超低燃費車の台数は含まない。

■太陽光発電設備の導入状況については、2019年度は103.1万kWであり、2018年度の97.2万kWと比較し、6.1%増加しています。



● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO₂吸収の促進
- 気候変動の影響への適応、ヒートアイランド対策の推進

2020 年度の主な施策・事業と実績

低炭素化の推進（家庭）

■家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業

[0 千円]

（目的）

家庭部門における温室効果ガス削減に向け、各家庭の省エネ行動の取組みの裾野を広げること。

（内容）

地球温暖化防止活動推進員制度を活用し、市町村や民間と連携した家庭への省エネアドバイスを実施できる体制を整備し、府内各地で推進員による個別対応型省エネ相談会を展開します。



省エネ相談会

<2020 年度の事績>

- ・省エネ診断件数

※新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、2020 年度は中止

【参考】2019 年度実績

- ・省エネ診断件数 885 件

【エネルギー政策課 06-6210-9319】

低炭素化の推進（業務・産業）

■温暖化防止条例及び実行計画の推進事業

[1, 242 千円]

（目的）

エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を促進すること。

（内容）

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定事業者（約 900 事業者）に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。



特定事業者への立入調査

<2020 年度の実績>

- ・実績報告書の概要

2018 年度の温室効果ガス排出量*は 29.4 万トン-CO₂（3%）削減（2017 年度比）

※2018 年度から 2020 年度までを計画期間とする事業者の実績

- ・特定事業者への立入等現地での調査件数 8 件

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

低炭素化の推進（住宅・建築物）

■建築物の環境配慮制度の推進

[1,468千円]

（目的）

建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。

（内容）

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、延べ面積 2,000 m²以上の建築物（特定建築物）を新築等しようとする者（特定建築主）に対し、CO₂削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を義務付けています。

さらに、2018年度から 2,000 m²以上の建築物（非住宅）及び 10,000 m²以上で高さ 60m超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行いました。

また、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として大阪府知事賞1件、大阪市長賞1件、部門賞8件を表彰しました。

<2020年度の実績>

・「おおさか環境にやさしい建築賞」の2019年度受賞建物の府民向け現地説明会の開催は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ実施せず、HPでの公表とした。



表示ラベル
（大阪府建築物環境性能表示）



令和2年度おおさか環境にやさしい建築賞大阪府知事賞建物
（東大阪市文化創造館）

【建築指導室 06-6210-9725】

■ESCO 事業の推進

[297千円]

（目的）

建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができる ESCO 事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。

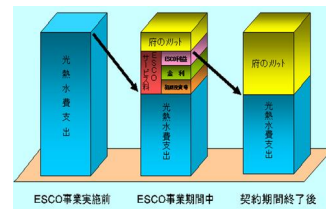
（内容）

「新・大阪府 ESCO アクションプラン（2015年2月策定）」に基づき府有施設へのさらなる ESCO 事業の導入拡大を図りました。ESCO 事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。

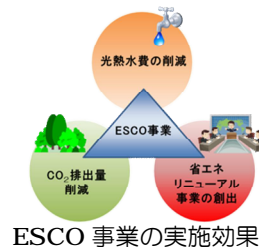
また「大阪府市町村 ESCO 会議」の開催を通じ府内市町村に対しても ESCO 事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へも ESCO 事業の普及促進を図りました。

<2020年度の実績>

- ・2施設（本庁舎別館、教育センター）において新規公募を実施し、事業者を決定しました。
- ・2019年度事業者選定施設（咲洲庁舎、府営公園8園）において ESCO 改修工事を実施しました。
- ・6月に「大阪府 ESCO 提案審査会」にて、「新・大阪府 ESCO アクションプラン」の進捗について評価を行いました。
- ・1月に「大阪府市町村 ESCO 会議」を開催しました。



ESCO 事業の実施スキーム



ESCO 事業の実施効果

【公共建築室 06-6210-9799】

低炭素化の推進（運輸・交通）

■エコカーの普及促進

[- 千円]

（目的）

2020年度までに府内の自動車の2台に1台（約180万台）をエコカーにすることを目標に、エコカーの普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

（内容）

「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。



エコカー展示会

<2020年度の実績>

- ・エコカー展示会・試乗会 3回（市町村との連携による開催分を含む）
- ・ホームページやメールマガジンによる情報発信
ホームページアクセス数 4.3万回
メールマガジン発行回数 11回
メールマガジン登録数 1813名

【参考】府内におけるエコカー保有台数
182万台（2020年度）

【環境管理室 06-6210-9586】

■水素関連ビジネス創出基盤形成事業

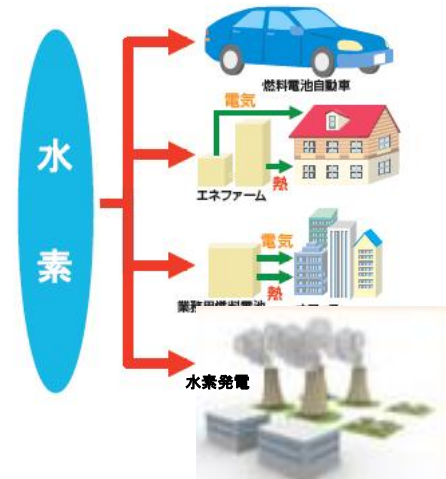
[66千円]

（目的）

多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。

（内容）

- ・「H₂Osaka ビジョン（2015年度策定）」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進しました。
- ・大阪の水素ショーケース機能の維持・発展のため、先進的な水素プロジェクトを展開する取組みを支援しました。



水素の多様な活用

<2020年度の実績>

- ・水素需要拡大に関する研究会等の開催 14回
- ・FCフォークリフト見学会実施に向けた関係者会議の開催 1回
- ・FCバス導入に向けた関係者会議の開催 4回



燃料電池バス

【産業創造課 06-6210-9295】

再生可能エネルギー等の普及

■おおさかスマートエネルギーセンターの運営

[3,552千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー効率の向上」などに取組み、大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する新たなエネルギー社会の構築を目指すこと。

(内容)

大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施します。

【主な事業】

- ・創エネ・省エネ・蓄エネ対策の相談・アドバイス
- ・一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表
- ・住宅用太陽光発電等の導入費用の負担軽減に係る低利ソーラークレジット事業者のマッチング
- ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大
- ・中小事業者の省エネを実行するまでのプロセスの最初から最後までを切れ目なくサポート
- ・BEMS（ビルエネルギー・マネジメントシステム）をはじめとするEMS（エネルギー・マネジメントシステム）の普及啓発
- ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及啓発
- ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発

<2020年度の実績>

- ・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 225件
- ・省エネセミナーの開催・講演 主催3回、講演13回

【参考】2019年度実績

- ・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 119件
- ・省エネセミナーの開催・講演 主催5回、講演23回

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

森林整備によるCO₂吸収の推進

■アドプトフォレスト制度による企業の森づくり

[- 千円]

(目的)

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。

(内容)

大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。

府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図りました。



企業による森づくり活動の様子

<2020年度の実績>

- ・新規参加事業者1社、活動地追加1ヶ所、協定更新事業者11社

【みどり推進室 06-6210-9556】

気候変動の影響への適応の推進

■温暖化「適応」推進事業

[3,423千円]

(目的)

気候変動の身近な影響への「適応」について、府民・環境NPO等の理解を深めること。

(内容)

環境NPO、市町村等を対象に、「適応」の理解を深め、啓発手法を学ぶ学習会を開催しました。

コロナ感染拡大防止のため、対面で行う府民向け啓発活動を取りやめ、上記学習会を撮影した動画を今後の啓発活動に活用できるようYouTubeで配信を行いました。



適応塾スライド資料

<2020年度の実績>

- ・環境NPO、市町村向け学習会の実施 4回
- ・上記学習会を撮影した動画のYouTube配信

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

■地域気候変動適応センターの設置【新規】

[- 千円]

(目的)

気温の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、熱中症のリスクの増加など、既に生じている気候変動による影響に対処し、府民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図ること。

(内容)

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に地域気候変動適応センターを設置して、大阪府域における気候変動の影響と適応に関する情報基盤を強化し、また、多様な関係者への情報発信を通じて気候変動への適応の取組みを推進しました。

大阪府域の気候変動の影響と適応に関する7分野



<2020年度の実績>

- ・気候変動適応近畿広域協議会への参画：2回
- ・暑熱対策分科会への参画：1回
- ・ゲリラ豪雨対策便化会への参画：1回

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

■暑さ対策の推進

[111 千円]

(目的)

暑さによる府民等への影響を軽減すること。

(内容)

暑さから身を守るための3つの習慣「備える」「気づく」「涼む」を府民に普及するため、環境省が提供している暑さ指数の活用促進を行いました。



WBGT 計の測定結果表示パネル
(大阪府大手前庁舎別館 1 階)

<2020 年度の実績>

- ・暑さ指数 (WBGT) の情報メールの利用促進

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

ヒートアイランド対策の推進

※「ヒートアイランド対策の推進」については、「Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進 暮らしやすい快適な都市環境の確保 (ヒートアイランド現象の緩和)」参照

[]内の数字は2020(令和2)年度決算額

II-2 資源循環型社会の構築

《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。
- ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。

リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 (2009年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。 (2009年度府民アンケート 89.4%)

*ペットボトルや空き缶、古紙等。

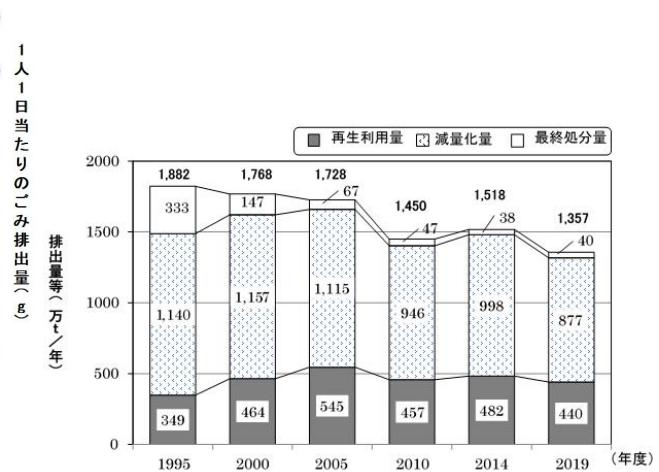
《目標に対する現状》

- 2019年度に府内から排出された一般廃棄物は308万トン、そのうち再生利用量は40万トン、最終処分量は37万トンとなっています。
- 2019年度に府内から排出された産業廃棄物は1,357万トン、そのうち再生利用量は440万トン、最終処分量は40万トンとなっています。



一般廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- リサイクル製品を購入している府民の割合： 43.9% (2020年度)

- 資源物*を分別している府民の割合： 94.8% (2020年度)

*ペットボトルや空き缶、古紙等。

● 施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

2020 年度の主な施策・事業と実績

再生原料・再生可能資源の利用促進、リサイクル率の向上

■循環型社会推進計画の推進及び新たな計画の策定

[8,718 千円]

(目的)

2016 年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画（以下「循環計画」という。）」に定めた 3R（リデュース、リユース及びリサイクル）や適正処理等に係る目標を達成すること。（目標年度：2020 年度）

また、2021 年度から 2025 年度までの新たな循環計画を策定すること。

(内容)

府民、事業者、行政が連携・協働し、3R や適正処理に取り組むとともに、新たに設定した『成果を実感できる指標』を活用し、府民、事業者、市町村といった各主体の取組みを促進しました。

また、「大阪府環境審議会（以下「環境審」という。）」に設置している「循環型社会推進計画部会」を開催し、「めざすべき将来像」、「目標・進行管理指標」、「基本方針・行動指針」等を盛り込んだ、新たな循環計画を策定しました。

<2020 年度の実績>

<現行計画の推進>

- 以下の目標の実現に向けた取組みを実施しました。

(一般廃棄物)

2020 年度に一般廃棄物の排出量を 278 万トン、1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量を 403g/人・日に削減するとともに、再生利用率を 15.8% に向上させ、最終処分量を 32 万トンに削減する。

(産業廃棄物)

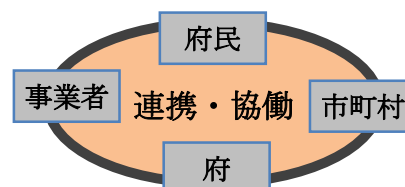
2020 年度に産業廃棄物の排出量を 1,534 万トンに抑制するとともに、再生利用率を 32.2% に向上させ、最終処分量を 37 万トンに抑制する。

【参考】

○一般廃棄物	2019 年度実績	○産業廃棄物	2019 年度実績
排出量	: 308 万トン	排出量	: 1,357 万トン
再生利用率	: 13.1%	再生利用率	: 32.4%
最終処分量	: 37 万トン	最終処分量	: 40 万トン
1 人 1 日当たりの生活系 ごみ排出量	: 449g/人・日		

<新たな計画の策定>

- 「循環型社会推進計画部会」を 5 回開催し、2021 年 1 月に「環境審」の答申を受けました。
- この答申や国が公表する廃棄物処理法に基づく基本方針等を踏まえて、循環計画案を作成し、パブリックコメントを経て、新たな循環計画を策定・公表しました。



循環型社会推進計画の実施主体

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■再生品普及促進事業

[116 千円]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

府内で発生した循環資源（廃棄物等）を利用して日本国内の工場で製造したものあるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。

2015 年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。

「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しています。

<2020 年度の実績>

- ・認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、3 月に 136 製品の認定を行いました。

【参考】2021 年3月 1 日現在

- ・認定製品数 260 製品
うち、なにわエコ良品ネクストは 56 製品。



「なにわエコ良品ネクスト」マーク



咲洲子ども EXPO での認定製品の展示

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

■容器包装リサイクルの推進

[257 千円]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

第9期大阪府分別収集促進計画（2020～2024 年度、2024 年度目標：分別収集量：18 万トン）に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図りました。

また、2021 年3月に、「大阪府循環型社会推進計画」の策定に伴い「第9期大阪府分別収集促進計画」を改正しました。

（2024 年度目標：分別収集量：22 万トン）

<2020 年度の実績>

- ・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表しました。

【参考】2018年度分別収集量：16万4千トン



ペットボトルの選別施設



破碎後のペットボトル

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■プラスチック対策推進事業

[50千円]

(目的)

府では、2020年1月28日に大阪市と共同で「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチックの削減や3Rをさらに推進することとしており、国が策定する「プラスチック資源循環戦略」等を踏まえて、事業者や府民の新たな取組みを進めること。

(内容)

- ①「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」の運営
 - ・行政、事業者、府民及びNPOの各主体が取り組むべきプラスチック対策について検討するため、「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」を開催し、各主体の取組や課題について情報共有及び意見交換を行い、会議の成果を府が取りまとめて公表しました。
- ②プラスチックごみ対策の展開
 - ・啓発資材（パネル、ポスター、エコバッグ等）を用いて、府内の環境イベントや小売店等で啓発を行いました。

<2020年度の実績>

- ・ネットワーク会議開催回数：2回
- ・府民啓発（環境イベント等）：5回



おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議



プラスチックごみ問題の啓発
【循環型社会推進室 06-6210-9566】

廃棄物排出量の削減

■産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進

[- 千円]

(目的)

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。

(内容)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することになっていました。

事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。

<2020年度の実績>

- ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。

【参考】2020年度公表状況

産業廃棄物処理計画	222件
産業廃棄物処理計画実施状況報告	229件
特別管理産業廃棄物処理計画	91件
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告	86件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■食品ロス削減対策の推進【一部新規】

[3,196千円]

(目的)

府内の食品ロス削減に向けて、事業者・府民の取組みを促進すること。

(内容)

- 2019年度に策定された食品ロス削減推進法に基づく国の基本方針や府内の食品ロスの実態を踏まえ、大阪府食品ロス削減推進計画を策定しました。
- 安全で透明性・信頼性の高いフードバンク活動を支援・促進するため「フードバンクガイドライン」を作成しました。



<2020年度の実績>

- 10月食品ロス削減月間において、7市町で啓発事業を実施し、20市町で広報媒体を活用した啓発やPR等を実施。

- おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度

参加事業者数 8事業者

※新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、一部休止事業となったため実績がないものがあります。

【流通対策室 06-6210-9607】

廃棄物の適正処理の徹底

■PCB廃棄物等適正処理の推進

[32,279千円]

(目的)

PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内(高濃度は2021年度末まで、低濃度は2026年度末まで)の完全処分を目指すこと。

(内容)

- 改正PCB特別措置法(2016年8月1日施行)により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。
- 府が保有している小型コンデンサーや安定器等については、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北九州PCB処理事業所で、2015年度から計画的に処理を行い、処分を完了しました。
- 中小企業等によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業等が負担する高濃度PCB廃棄物の処理費用を軽減しました。



PCB廃棄物(コンデンサー)に係る立入検査

<2020年度の実績>

- 府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理進捗率

2021年3月末: 97.3%

- 府保有(府庁別館保管分)の汚染物等の処理 1トン

【循環型社会推進室 06-6210-9583】

■産業廃棄物の適正処理の徹底

[15,700千円]

(目的)

廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。

(内容)

- ・排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。
- ・産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。
- ・2018年4月からの改正廃棄物処理法に基づく、「有害使用済機器（廃棄物を除く、使用済の電気電子機器）」の届出については、これらを取り扱う業者への立入検査等により、届出や保管・処分の基準遵守を指導しました。



産業廃棄物の不適正処理現場
(野外焼却)

<2020年度の実績>

- ・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施
- ・排出事業者への説明会の開催 3回
- ・不適正処理防止推進強化月間 11月

【参考】2020年度実績

- ・不適正処理件数 447件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■廃棄物最終処分場の適正管理等

[55,678千円]

(目的)

廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。

(内容)

大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。

また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。



フェニックス処分場での
廃棄物受入

<2020年度の実績>

- ・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議 10回
- ・堺第7-3区の適切な維持管理
環境調査 12回 1,840検体

【循環型社会推進室 06-6210-9562】

[]内の数字は2020（令和2）年度決算額

II-3 全てのいのちが共生する社会の構築

《2020年度の目標》

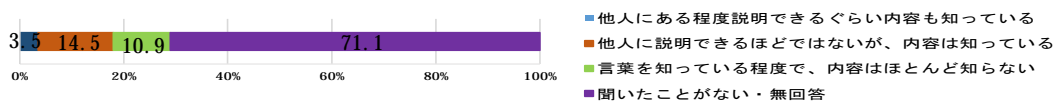
生物多様性の府民認知度を70%以上にする。(2008年度府民アンケート16.9%)

生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を倍増する。(2014年府民アンケート 6.0%)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。(2009年度比)

《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるくらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は18%（2020年度）です。（2008年度比約1ポイント増加）



（参考1）「言葉を知っている程度で、内容はほとんど知らない」を含めた生物多様性という言葉の認知度は約29%です。

（参考2）上記の認知度の回答に関わらず、下記の生物多様性に関する項目のいずれかについての認知度は約75%です。

1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支えあって生きていること
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が、生物多様性上大切であること
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること
6. 外来生物が日本の在来種の生息環境を脅かし、生態系への悪影響や農作物への被害などの問題を引き起こしていること
7. 国際的に生物多様性条約が定められていること

注)府民アンケート調査の対象者は、2015年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更しました。

- 保安林や鳥獣保護区等生物多様性保全に資する地域指定は84,125ha(2021年3月末)です。(2009年度比2,155ha増加)

生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	17,462	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,914	緑地環境保全地域	37
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	18
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	84,125

●施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

2020 年度の主な施策・事業と実績

生物多様性の社会への浸透

■天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを活用した普及啓発事業

[- 千円]

(目的)

淀川に生息する天然記念物で種の保存法指定種の淡水魚イタセンパラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。

(内容)

(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センター(旧水生生物センター)において、センター内で生息域外保存しているイタセンパラを、2009 年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川に放流し、野生復帰を試みました。過去 6 年間の調査では、放流した成魚が繁殖し、野生での定着が確認されています。

2020 年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除及び魚病に関する調査研究等を行うとともに、「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催やイタセンパラの生体展示等を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について普及啓発を図りました。



イタセンパラ



地元児童による放流

<2020 年度の実績>

- ・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。
- ・2013 年にイタセンパラの公開放流を実施した水域では、自然繁殖により稚魚が 889 尾確認されました。
- ・生物多様性センターで開催した観察会において、55 名とイタセンパラの生体観察を行うとともに、生物多様性の重要性を啓発しました。
- ・市民ネットワークによるイタセンパラの野生復帰を支援する取り組み(11 回実施)に延べ 339 名が参加しました。

【みどり推進室 06-6210-9557】

■生物多様性保全のための普及啓発推進

[0 千円]

(目的)

生物多様性の意義や重要性の理解促進を図るため、生物多様性に関わる施設等との連携のもと、普及啓発を進めること。

(内容)

生物と人との関わりや、生物多様性の重要性について、生物多様性関連施設とのネットワークなどを活用して、府民理解の促進に向けた生物多様性の普及啓発を進めるとともに、ボランティアなどの人材育成を進めました。

また、国、市町村、関係機関とも連携し、特定外来生物連絡協議会などの場を活用し、特定外来生物の防除等に関する情報共有や研修会などを行い効果的な対策を進めました。



多奈川ピオトープにおける保全活動

<2020 年度の実績>

- ・多奈川ピオトープにおける保全活動 6 回
- ・特定外来生物連絡協議会 1 回
- ・クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会 1 回

【みどり推進室 06-6210-9557】

生息環境の保全

■日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）

[- 千円]

（目的）

万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。

（内容）

NPO 団体等との、協働により、竹林や花壇、森林の整備を行うと共に、自然ガイドといった情報発信を行いました。

（2018 年 10 月から、指定管理者に事業引き継ぎ済。）

<2020 年度の実績>

市民参加による管理

- ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha
- ・園内花壇 0.6ha



竹林の保全活動

【日本万国博覧会記念公園事務所 06-6877-3349】

生息環境の再生・創造

■共生の森づくり活動の推進

[0 千円]

（目的）

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。

（内容）

堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森（約 100ha）」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。

<2020 年度の実績>

- ・共生の森づくり活動への参加人数 115 人/年
- ・企業や府民による植栽面積 約 0.02ha



共生の森での森づくり活動

【みどり推進室 06-6210-9557】

[]内の数字は 2020（令和2）年度決算額

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～良好な大気環境を確保するために～

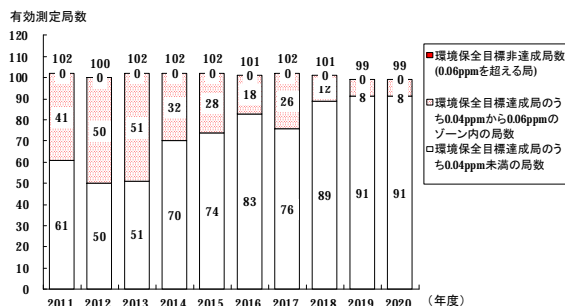
《2020年度の目標》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未滿を目指す。

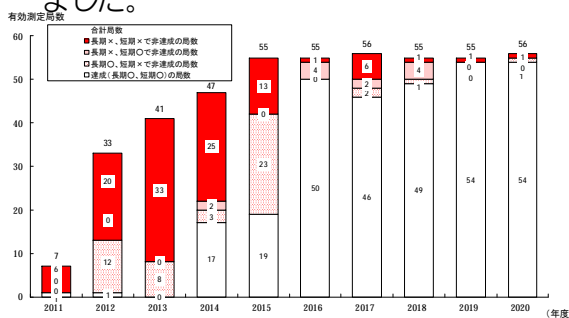
《目標に対する現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下）の上限値 0.06ppmを下回るレベルに達し、9割以上の地域が0.04ppm未滿となっています。



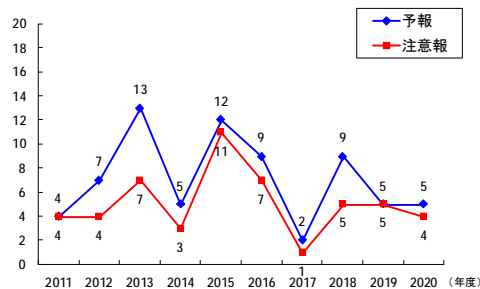
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- PM_{2.5} は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視をしています。2020年度は、56局（有効測定局）で測定を行い、54局で環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境保全目標達成局数の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度毎に気象条件による変動が大きく、増減を繰り返しています。また、九州地方から関東地方の広い範囲で発令があり、西日本や日本海側では、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM_{2.5}とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。※環境基準は2009年9月に「1年平均値 15 μg/m³以下、かつ、1日平均値が 35 μg/m³以下」に定められました。

● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）と粒子状物質（PM）の削減対策の推進
- PM_{2.5}の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物（VOC）の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

2020 年度の主な施策・事業と実績

固定発生源対策の推進

■大気汚染防止のための事業所規制

[3,828 千円]

(目的)

事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。

(内容)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙（NO_x、SO_x、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ改善指導を行いました。

また、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設の稼働状況や排ガス測定結果の立入検査を行うとともに、事業者の点検結果等の報告を求め適正な指導を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガス等の測定を実施します。

<2020 年度の実績>

- ・法、条例対象施設の事前届出に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底した。
- ・届出や苦情のあった事業所に対し、必要に応じて速やかに立入検査を行い現場確認及び指導等を実施するとともに、規制基準違反等のあった事業所には重点的に立入検査を実施した。
- ・その他、府が所管する対象事業所に対し、規制基準の適合状況確認のため、排ガス量の規模等に応じて立入検査を実施した。
- ・行政による排ガス等の測定を実施した。（NO_x、水銀、ダイオキシン類排出濃度：各 2 事業所）

【参考】2020 年度実績

- ・立入検査をのべ 130 回実施
- ・大規模排出事業所 NO_x 測定 2 事業所
- ・使用燃料等測定 3 事業所
- ・ダイオキシン類排出濃度測定 2 事業所
- ・揮発性有機化合物濃度測定 1 事業所
- ・水銀濃度測定 2 事業所



検査のために処理施設から排ガス採取

【環境管理室 06-6210-9581】

自動車排出ガス対策の推進

■自動車NO_x・PM総量削減計画の推進（計画の進行管理）

[5,714千円]

（目的）

窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の削減のため、2013年6月に策定した自動車NO_x・PM総量削減計画〔第3次〕に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、2020年度までに対策地域全体で二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準を達成すること。

（内容）

関係機関（関係市町村、道路管理者等）と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、交差点対策（右折レーン設置等の渋滞対策）等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進しました。

併せて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNO_x・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。

<2020年度の実績>

- ・NO₂、SPMに係る大気環境基準を全監視測定局で達成（2019年度）
- ・対策地域におけるNO_x・PMの排出量の把握
NO_x：10,350トン、PM：490トン（2019年度）



自動車NO_x・PM総量削減計画策定協議会幹事会の開催

【環境管理室 06-6210-9586】

■流入車対策の推進

[48千円]

（目的）

府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NO_x・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。

（内容）

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を推進します。「非適合車ゼロ宣言」のスローガンを掲げ、非適合車の根絶を目指して立入検査や指導を実施しました。

比較的非適合率の高い自家用自動車対策として、出入りの多い施設管理者等と連携し、利用者への条例の周知を強化しました。

<2020年度の実績>

立入検査：8回 2,465台を検査（累計※757回、約70,900台）

命令・公表：0件

他府県から流入する非適合車の割合が大幅に減少

（条例制定前の2007年度：17%→2019年度：0.3%）

<参考>命令・公表 39件（2020年度末集計）※2008年度以降



流入車規制の立入検査

【環境管理室 06-6210-9587】

光化学オキシダント・SPM対策の推進

■光化学オキシダント・VOC対策の推進

[45千円]

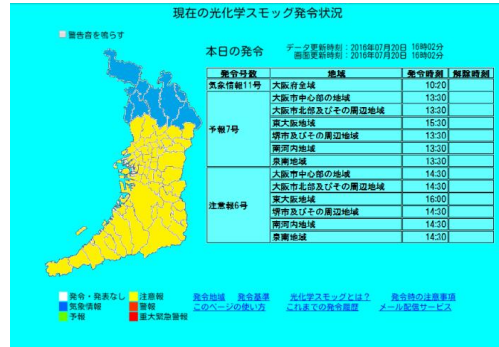
(目的)

府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出量を削減すること。

(内容)

VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減しました。

また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。



光化学スモッグ発令画面

<2020年度の実績>

- ・VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導
VOC届出排出量 10,000トン/年（2019年度実績）

【参考】

- ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請
2020年度 のべ831回
- ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請
2020年度 のべ256回

【環境管理室 06-6210-9577】

PM2.5対策の推進

■微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施

[13,226千円]

(目的)

PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局を整備して連続測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。

また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。

(内容)

府管理の測定局25局で自動測定機による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。

また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制としていましたが、注意喚起には至りませんでした。

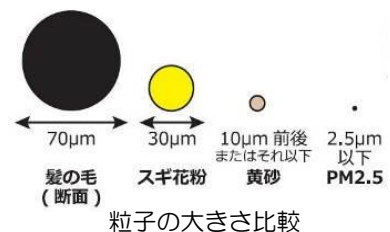
さらに、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行いました。

<2020年度の実績>

- ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握
(府管理 一般局：19局、自排局：6局、うち成分分析：2局)



PM2.5自動測定機



【環境管理室 06-6210-9621】

アスベスト飛散防止対策の推進

■府有施設吹付アスベスト対策事業

[274,729千円]

(目的)

府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。

(内容)

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付アスベストの除去対策工事等を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施します。

<2020年度の実績>

- ・アスベスト除去対策工事の実施 6施設
- ・空気環境測定の実施 303箇所

【参考】2019年度実績

- ・アスベスト除去対策工事の実施 7施設
- ・空気環境測定の実施 316箇所

【公共建築室 06-6210-9788】

■アスベスト飛散防止対策等の推進

[- 千円]

大気汚染防止のための事業所規制に含む

(目的)

府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。

(内容)

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を実施するとともに、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未滿の解体現場等の立入検査を行いました。

「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付けている6月と12月に解体現場の府域一斉パトロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーや関係団体・市町村と「大阪府「みんなで防止！！石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策の周知の取組みの共有を行いました。

また、災害時の石綿飛散防止に係る措置について府民等への周知を行いました。

<2020年度の実績>

- ・解体現場等の立入検査
- ・規模の大きい作業の石綿濃度測定
(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。)
- ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催

【参考】2020年度実績

- ・届出 159件、立入検査等 465件



大気中の石綿濃度測定

【環境管理室 06-6210-9581】

[]内の数字は2020(令和2)年度決算額

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）

～良好な水環境を確保するために～

《2020年度の目標》

○ 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。

・ BOD（生物化学的酸素要求量）3 mg/L 以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。

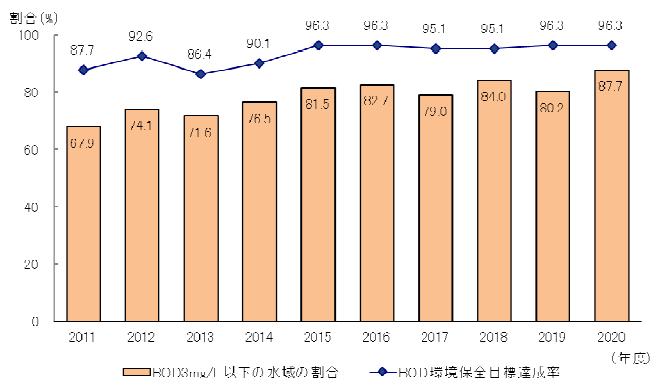
○ 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。

・ 底層 DO（溶存酸素量）5 mg/L 以上（湾奥部は 3 mg/L 以上）を達成する。

・ 藻場を造成する（藻場面積 400ha を目指す）。

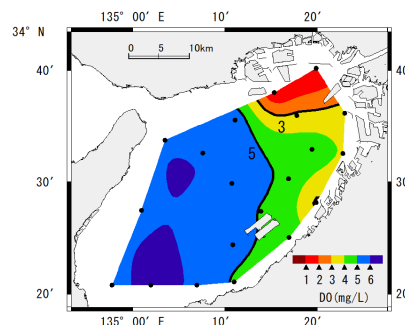
《目標に対する現状》

■ 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD 3 mg/L 以下を約8割の水域で達成）。



府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD 3 mg/L 以下の水域の割合の推移

■ 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏基底層 DO の分布図
(2018～2020 年度平均)

貧酸素水塊とは

水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

■ 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか1%という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年横ばい傾向で推移しています（2020 年度推計値：365ha）。

● 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

2020 年度の主な施策・事業と実績

水質汚濁負荷量の削減

■総量削減計画の進行管理

[64 千円]

(目的)

府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量 (COD)、窒素 (T-N)、りん (T-P) の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。

(内容)

COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。

<2020 年度の実績>

- ・2019 年度の COD、T-N、T-P の発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施。

【参考】

- ・2019 年度の COD、T-N、T-P の発生負荷量
COD 44 トン/日、T-N44 トン/日、T-P2.7 トン/日

【環境管理室 06-6210-9577】

■水質汚濁防止の事業所規制

[3,797 千円]

(目的)

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。

(内容)

法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量 (BOD) や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。

また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。

<2020 年度の実績>

- ・排水基準が適用される事業所に、立入・採水検査を実施
- ・施設等の構造基準が適用される事業所に、立入検査を実施

2020 年度実績

- ・工場・事業所立入件数：311 件、試料採取・分析件数：172 件 うち 30 件について改善を指導

【環境管理室 06-6210-9585】



事業所排水の採水検査

■生活排水対策の推進

[- 千円]

水質汚濁防止の事業所規制に含む

(目的)

河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。

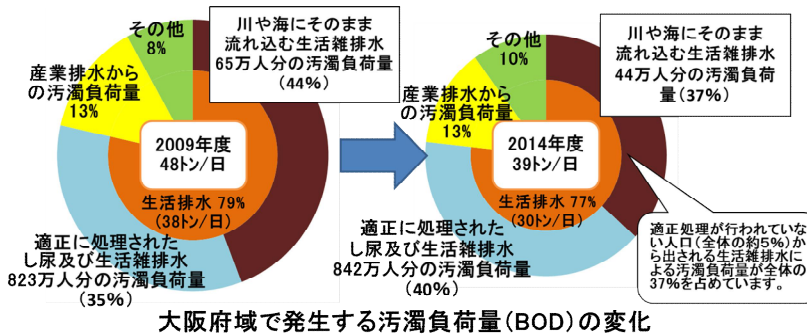
(内容)

河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等へ技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。



生活排水対策の啓発活動



大阪府域で発生する汚濁負荷量(BOD)の変化

<2020年度の実績>

- ・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施
2020年度実績 12回
- ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施
2020年度実績 2回(希望があった自治体に貸し出し)
生活排水適正処理率 96.2%(2019年度末)

【環境管理室 06-6210-9585】

■浄化槽整備事業の推進

[5,370千円]

(目的)

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。

(内容)

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。



合併処理浄化槽設置イメージ

<2020年度の実績>

- ・個人設置型浄化槽 11市町村にて実施
- ・市町村設置型浄化槽 5市にて実施

【生活衛生室 06-6944-9180】

■豊かな大阪湾の創出に向けた取組みの推進

[1,215千円]

(目的)

大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより豊かな大阪湾の創出を目指すこと。

(内容)

「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進しました。

また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。

さらに、大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局、国・府県・市等で構成）が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。

<2020年度の実績>

- ・大阪湾フォーラム等のイベントへの出展 2回（新型コロナウイルスによりフィッシングショー等の他出展予定であったイベントは中止となった。）
- ・大阪湾の魅力を伝える動画を作成し、啓発のための新たな取組みを行いました。

【参考】2019年度イベントへの出展回数 4回

- ・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握

【参考】2019年度の水質一斉調査には36の機関が参加し、陸域も含めると535調査を実施

【環境管理室 06-6210-9577】

■「豊かな大阪湾」の創出に向けた環境改善啓発事業

[0千円]

(目的)

栄養塩類の滞留等課題の多い湾奥部において、民間公募による環境改善モデル施設の試験設置への補助や、この施設を活用したNPO等との連携によるエコバスツアーの開催により、大阪湾への愛着を高め、プラスチックごみなどの海ごみ削減等の環境配慮行動を促進すること。

(内容)

鉄道会社と連携し、大阪湾の魅力に触れながら、清掃活動を通し海ごみ問題についても学ぶエコウォークツアーを開催しました。また、大阪府の健康活動マイレージアプリ「アスマイル」や民間事業者と連携し、大阪湾の魅力スポットを巡るウォーキングイベントを新たに実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、民間公募による環境改善モデル施設の試験設置への補助や、この施設を活用したNPO等との連携によるエコバスツアーについては、事業を中止しました。

<2020年度の実績>

- ・環境改善モデル施設2施設を民間公募 中止
- ・NPO等と連携した大阪湾魅力スポットを巡るエコツアー（バス・船舶）の開催 中止
- ・鉄道会社と連携したエコウォークツアー開催 1回
- ・大阪府健康活動マイレージアプリ「アスマイル」及び民間事業者と連携した大阪湾魅力スポットのウォーキングイベント開催 1回

【参考】2019年度実績

- ・環境改善モデル施設設置 2施設（浜寺水路・泉大津旧港）
- ・NPO等と連携した大阪湾魅力スポットを巡るエコバスツアー開催 2回
- ・鉄道会社と連携したエコウォークツアー開催 2回



エコウォークツアー

【環境管理室 06-6210-9577】

■海岸漂着物等対策事業【新規】

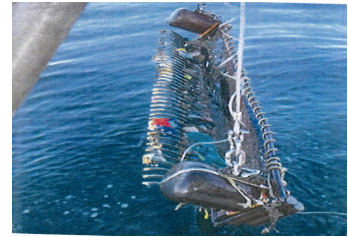
[15,183千円]

(目的)

大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。

(内容)

漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、大阪湾を浮遊するマイクロプラスチックの実態調査（個数・プラスチック組成）及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。



海底ごみの回収



マイクロプラスチックの採取

【環境管理室 06-6210-9577】

【水産課 06-6210-9612】

<2020年度の実績>

- ・大阪湾（大阪側）におけるマイクロプラスチックの実態調査（個数・プラスチック組成） 南北2か所、1回
- ・泉南郡岬町淡輪付近海岸における漂着ごみモニタリング調査 1回

【参考】2019年度実績

- ・市町村の海岸漂着物等対策事業への補助 4市

■大阪湾漁場環境整備事業

[32,773千円]

(目的)

貧酸素水塊の発生及び栄養塩が滞留している海域に攪拌ブロック礁を設置し、底層から表層にかけて湧昇流や攪拌流を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。

(内容)

岸和田市～泉佐野市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロック礁を設置し、海水中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図りました。また、「大阪府海域藻場ビジョン（仮称）」の策定に必要な調査及び計画案の作成を業務委託により実施しました。



攪拌ブロック礁

<2020年度の実績>

- ・攪拌ブロック礁を泉佐野市沖に設置し、0.32haの漁場環境整備を実施

【水産課 06-6210-9612】

■流域下水道事業の推進

[33, 102, 799 千円]

(目的)

流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。

(内容)

大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター（下水処理場）や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図りました。

また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。



水みらいセンター

<2020年度の実績>

- 下水道普及率の向上

【参考】2019年度末現在

下水道普及率 96.7%

- 施設整備内容

合流式下水道の改善 4箇所

下水処理機能の計画的な維持保全 39箇所

(うち、水みらいセンター11箇所、ポンプ場28箇所)

【下水道室 06-6944-6794】

[]内の数字は2020（令和2）年度決算額

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（3）

～化学物質のリスク管理を推進するために～

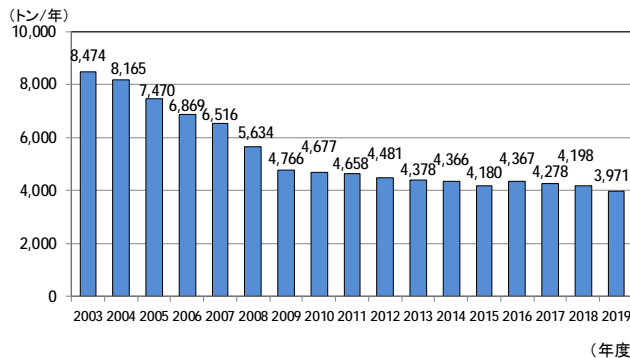
《2020年度の目標》

環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。

《目標に対する現状》

■ 府内におけるPRTR法対象物質の届出排出量は減少傾向にあります。

■ 府内におけるPRTR法対象物質の排出量は、全国第8位となっています。



都道府県	届出排出量(t)	届出外排出量(t)			排出量合計(t)
		事業所	家庭	移動体	
1 愛知県	9,910	6,206	2,458	2,755	21,329
2 東京都	1,622	9,383	1,370	2,721	15,096
3 静岡県	8,060	3,165	1,539	1,815	14,579
4 千葉県	5,052	5,135	1,994	2,362	14,543
5 埼玉県	6,267	3,819	1,876	2,387	14,349
6 茨城県	5,693	4,939	1,254	1,821	13,708
7 神奈川県	4,791	4,909	1,226	2,277	13,203
8 大阪府	3,971	5,443	1,462	2,132	13,007
9 北海道	2,315	6,440	1,031	2,831	12,617
10 広島県	8,084	2,503	966	938	12,491
その他	84,361	59,592	22,662	34,768	201,384
合計	140,127	111,535	37,838	56,806	346,306

府内におけるPRTR法対象物質の届出排出量の経年変化

※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

都道府県別のPRTR法対象物質の排出量（2019年度）

PRTR法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在462物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組みを推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

2020 年度の主な施策・事業と実績

環境リスクの高い化学物質の排出削減

■環境リスクの高い化学物質の排出削減

[173 千円]

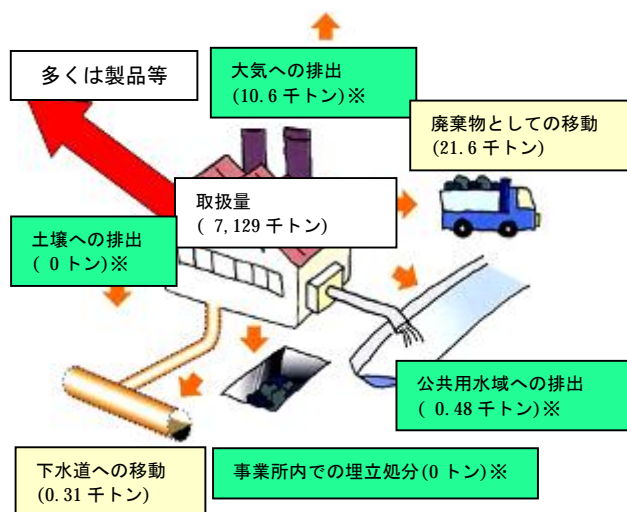
(目的)

化学物質に係る環境リスクを低減すること。

(内容)

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。

また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。



2019 年度の府域における化学物質の
届出排出量・移動量・取扱量

※届出排出量の合計：11.0 千トン

<2020 年度の実績>

- ・排出量等の届出件数 PRTR 法 1,441 件、条例 1,231 件
- ・環境リスクの高い化学物質の排出量（2019 年度）11.0 千トン（PRTR 法対象物質 4.0 千トンを含む）
（2019 年度実績）

【環境管理室 06-6210-9578】

■大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進

[- 千円]

(目的)

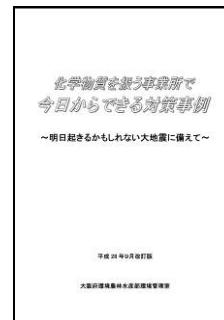
大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。

(内容)

事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策に関する管理計画書の届出を求めています。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう進捗状況を把握するとともに、立入検査等により対策推進の指導を行いました。

さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策手法や事例等について情報提供を行うことにより対策の検討・実施を促進していきます。

また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。



対策事例集「化学物質を扱う事業所で今日からできる対策事例～明日起きるかもしれない大地震に備えて～」

<2020年度の実績>

- ・大規模災害に備えたりリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 524 件(2020年度までの累計)
- ・立入検査実施件数 25 件

【環境管理室 06-6210-9578】

■大阪エコ農業の推進

[18,146千円]

(目的)

農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和と農業経営面(採算性)に留意した大阪エコ農業を推進すること。

(内容)

化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しています。2018年度からは「農薬・化学肥料(チッソ)不使用」の認証区分を追加しました。

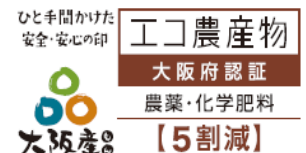
また、このような栽培をした上で、さらに地球温暖化や生物多様性に効果の高い取組みをする農業生産活動に対し支援を実施します。また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。

(地球温暖化や生物多様性に効果の高い取組みの例)

- ・炭素貯留効果の高い堆肥の使用：カバークロープの作付け(水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする)等
- ・化学合成農薬や化学肥料を全く使わない有機農業：生物農薬の使用等
- ・農薬使用量の低減：捕食性カブリダニ類や飛ばないテントウムシなどの天敵活用等

<2020年度の実績>

- ・認証面積：517ha
- ・認証件数：4,924件



大阪エコ農産物認証マーク



スワルスキーカブリダニ



飛ばないナミテントウ

【農政室 06-6210-9590】

化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

■化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

[173 千円【再掲】]

(目的)

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。

(内容)

府内の事業者による化学物質に係るリスクコミュニケーションの取組み事例をとりまとめ、大阪府ホームページで公開するとともに、関係団体等に周知しました。

<2020 年度の実績>

- ・府内の事業者による化学物質に係るリスクコミュニケーションの取組み事例をとりまとめ、公開
(セミナーは新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催せず)

【環境管理室 06-6210-9578】

残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

■土壌・地下水汚染対策の推進

[252 千円]

(目的)

土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。

(内容)

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。

また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。

<2020 年度の実績>

- ・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導
- 【参考】2020 年度実績
- ・形質変更届出件数 68 件
 - ・調査結果報告件数(法・条例・自主) 32 件



土壌汚染の拡散防止措置の
現地確認状況

【環境管理室 06-6210-9579】

[]内の数字は2020(令和2)年度決算額

Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動等の都市部特有の問題、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていく必要があります。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～ 緑と水辺の保全と創造

■みどりの風を感じる大阪



魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

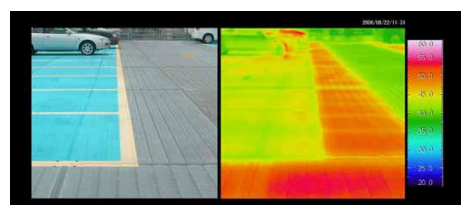
■ヒートアイランド現象の緩和



屋上緑化



透水性・保水性舗装



太陽熱の高反射舗装

2020 年度の主な施策・事業と実績

緑と水辺の保全と創造

■「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進

[4,170 千円]

(目的)

都市魅力の向上につなげる都市緑化を一層推進するため、部局連携による取り組みを進め、民間主体の面的・線的なみどりのまちづくりの促進等により、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。

(内容)

民間事業者や地域住民が取り組む、緑陰や府民が憩える緑化空間の整備を促進します。施策の実施にあたっては、市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、取り組みました。※一部、新型コロナウイルスにより事業休止しました。

(主な事業)

- ・「みどりづくり推進事業（活動助成）」※新型コロナウイルスにより事業休止
みどりづくりを通じた地域交流を促進するため、地域の緑化活動団体等が行う緑化活動に対し助成します。
 - ・「地域緑化推進事業」※新型コロナウイルスにより事業休止
多くの方の目に触れる場所において住民等が協働して行う植栽活動に対し、緑化樹を配付します。
 - ・「緑化活動支援事業」
「みどりの風促進区域（※）」内で、各施設で緑化活動を行う企業・団体に対し、植栽の経費を補助しました。
- (※)「みどりの風促進区域」
道路など公共空間と沿線民有地を一体的に緑化し、海と山をつなぐみどりの軸線の形成を目指すため、一定幅の沿線を民有地を含んで指定した区域。
- ・「良好な緑陰づくり支援事業」※新型コロナウイルスにより事業休止
接道部での良好な緑陰を形成するため、民間事業者が行う高木緑化に対する経費を補助します。
 - ・「豊かな緑陰形成等支援事業」（公財）黒田緑化事業団寄附事業
府域各地での緑陰づくり等を促進するため、市町村による道路や公園などの公共空間での緑化整備・再生を支援しました。
 - ・「みどりの空間づくり事業」
交差点、歩道、河川沿い等の公共空間で、緑化整備と併せてベンチなどを設置し、涼しさと潤いを感じる憩いの空間を創設します。
 - ・マイツリー事業
府民・企業から樹木1本当たり定額の寄付を募り、寄付者のメッセージ板を添えた樹木を府道に植栽します。



民有地沿道部の
緑化のイメージ



良好な緑陰空間
のイメージ

<2020 年度の実績>

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・みどりづくり推進事業（活動助成） | ※新型コロナウイルスにより事業休止 |
| ・地域緑化推進事業 | ※新型コロナウイルスにより事業休止 |
| ・緑化活動支援事業 | 3地区 |
| ・良好な緑陰づくり支援事業 | ※新型コロナウイルスにより事業休止 |
| ・みどりの空間づくり事業 | 2箇所 |
| ・マイツリー事業 | 50 本植栽 |

【みどり推進室 06-6210-9558】

【都市計画室 06-6944-7594、06-6944-7459】

魅力ある景観の形成

■府道緑化事業

[846,711千円]

(目的)

都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理を行い、安全安心で魅力的な道路環境整備を推進すること。

(内容)

倒木しにくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路樹空間の形成を行いました。また、定期的な点検を行うことで、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。

<2020年度の実績>

・街路樹の更新・補植 高木：135本 低木：1,719本

【参考】2019年度実績

・街路樹の更新・補植 高木：238本 低木：約2,631本



府管理道路の街路樹整備状況の例（箕面摂津線）

【都市計画室 06-6944-9314】

■美しい景観づくり推進事業

[561千円]

(目的)

「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通じて、良好な景観形成を図ること。

(内容)

「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施し、良好な景観形成を図りました。

また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組み、良好な景観形成につなげました。

<2020年度の実績>

・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回



第39回大阪都市景観建築賞大阪府知事賞
(認定こども園 日吉幼稚園)

【建築指導室 06-6210-9718】

歴史的・文化的環境の形成

■指定文化財等の保全・活用と次世代への継承

[12,181千円]

(目的)

大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。

(内容)

大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。

また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門の見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行いました。

<2020年度の実績>

・文化財指定、登録の推進（新指定等28件）

・文化財保存修理等の補助事業実施（15件）



天然記念物

信達神社のオガタマノキ（泉南市）

【教育庁文化財保護課 06-6210-9902】

暮らしやすい快適な都市環境の確保（騒音・振動の防止）

■騒音・振動の防止

[9,676千円]

（目的）

工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。

（内容）

幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけました。

また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。

<2020年度の実績>

- ・自動車騒音モニタリング調査について10町村域で実施
【参考】幹線道路沿線における環境保全目標の達成率は緩やかな改善傾向
（2019年度 94.6%（評価戸数878千戸）
- ・航空機騒音の測定について
大阪国際空港周辺では、府が測定した5地点のうち、4地点で環境保全目標を達成
関西国際空港周辺では、2地点全てで環境保全目標を達成
- ・市町村研修会 年間2回開催



航空機騒音の測定

【環境管理室 06-6210-9588】

■沿道環境改善事業

[108,528千円]

（目的）

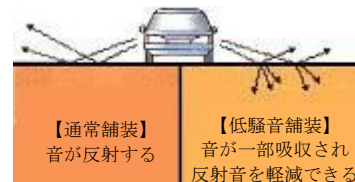
府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装（排水性舗装）を実施し、沿道の環境改善を図ること。

（内容）

環境基準の達成状況が悪い区間（騒音対策区間）において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装（排水性舗装）を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。

<2020年度の実績>

大阪中央環状線、国道423号 等



低騒音舗装による騒音対策

【道路室 06-6944-9291】

暮らしやすい快適な都市環境の確保（ヒートアイランド現象の緩和）

■都市緑化を活用した猛暑対策事業【新規】

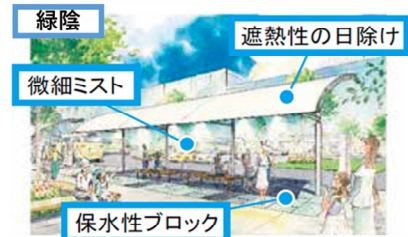
[192, 207 千円]

（目的）

多くの人々が屋外で暑くても待たざるを得ないバス停等のある駅前広場などにおいて、暑熱環境の改善を図ること。

（内容）

市町村や鉄軌道・バス事業者などが行う植樹等による緑化及び微細ミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成します。



駅前広場での猛暑対策のイメージ
（出典：まちなかの暑さ対策ガイドライン
改訂（一部加工））

<2020 年度の実績>

市町村や鉄軌道・バス事業者などに対する補助
【実施箇所】 合計 21 箇所

【みどり推進室 06-6210-9558】

■建築物におけるヒートアイランド対策の促進

[- 千円]

（目的）

優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。

（内容）

府内の大規模な建築物（延べ面積 2,000 m²以上）の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を対象として、2019 年度に「おおさかストップ温暖化賞」に創設した特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）を公募により実施しました。

作品名	所在地
ガリレイグループ 本社ビル	大阪市
SINKO AIR DESIGN STUDIO	寝屋川市
東大阪市営上小阪東住宅	東大阪市
立命館大学 大阪いばらきキャンパス	茨木市

<2020 年度の実績>

・おおさかストップ温暖化賞特別賞の実施（5 作品）

【建築指導室 06-6210-9725】

暮らしやすい快適な都市環境の確保（悪臭の防止）

■悪臭防止規制指導に関する市町村支援

[- 千円]

大気汚染防止のための事業所規制に含む

（目的）

悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。

（内容）

市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。

そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得を支援しました。

なお、近年の悪臭苦情は工場から発生する単一の匂い物質のほか、飲食店等から発生する様々な匂い物質が入り混じったいわゆる複合臭の事例が多いことから、これまでの特定悪臭物質規制に代わり、府民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい「臭気指数規制」を市町村が導入するよう、情報提供などの支援を実施しました。

<2020年度の実績>

- ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応
- ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ
- ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回



研修会での臭気測定実習

【環境管理室 06-6210-9581】

暮らしやすい快適な都市環境の確保（良好な住環境の確保）

■地盤沈下対策に係る規制指導

[3,951千円]

（目的）

地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。

（内容）

工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。

また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計14箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。

<2020年度の実績>

- ・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収
- ・地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所

【参考】2020年度末時点

- ・工業用水法に基づく許可件数 77件
- ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,421件



地盤沈下・地下水位観測所

【環境管理室 06-6210-9579】

[]内の数字は2020（令和2）年度決算額

IV 施策推進に当たっての視点

2020 年度の施策・事業と実績

環境関連産業の成長促進

■新エネルギー産業電池関連創出事業

[27,776 千円]

(目的)

大阪・関西の電池関連産業（蓄電池、水素・燃料電池等）のポテンシャルを活かし、技術力ある府内中小企業等による研究開発や実証実験などの取組みを支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。

加えて、新エネルギー産業の進展と密接な関わりを持つ AI、IoT、ロボットなど第4次産業革命関連ビジネスについても、実証実験の実施を支援することを通じ、商品化・実用化に向けた課題解決や検証等を後押しし、事業化に向けた精度を高め、新エネルギー関連及び AI・IoT 関連ビジネス等における大阪企業のビジネスチャンスにつなげること。

(内容)

- ・府内企業に対する開発支援補助

府内企業が取り組む、電池や電池の材料、電池関連装置、蓄電池を活用したロボットをはじめとする製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助しました。

- ・府内で実施する実証実験補助

AI、IoT や新エネルギー関連技術の実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助しました。

<2020 年度の実績>

- ・採択企業毎に 2 回以上／年のフォロー
- ・製品化なし



農業用マルチコプターの
高出力バッテリー

【産業創造課 06-6210-9484】

(目的)

成長が期待されているスマートエネルギー分野で、技術力のある府内中小企業等におおさかスマエネインダストリーネットワーク(SIN)の入会を勧め、大手・中堅企業(おおさかスマートエネルギーパートナーズ(SEP)企業)との技術マッチングを推進するとともに、大手・中堅企業への技術提案力向上に向けた支援を強化することで、スマートエネルギー分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。

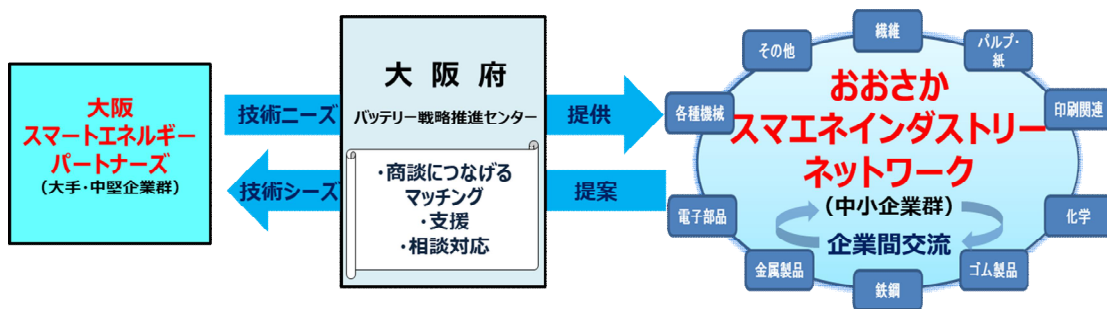
(内容)

【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】

- ・スマートエネルギー関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画するプラットフォーム「大阪スマートエネルギーパートナーズ (SEP)」を運営しています。
- ・スマートエネルギー分野に関する技術力を持つ中小企業等が加入する「おおさかスマエネインダストリーネットワーク (SIN)」を運営しています。
- ・SIN 会員などの中小・ベンチャー企業からの技術シーズをパートナー企業につなげることにより、大手・中堅企業のオープンイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの事業化を加速させています。

【中小への技術提案支援】

- ・スマートエネルギー分野への参入を目指す SIN 会員などの中小企業を対象とした実践的な戦略的技術提案講座、技術シーズ発表会を含む事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入を後押ししました。



<2020年度の実績>

- ・商談件数 109件/年
- ・おおさかスマエネインダストリーネットワークの新規登録数38件

【産業創造課 06-6210-9484】

■市町村への権限移譲における技術的支援

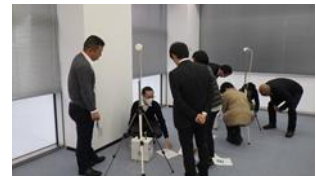
[- 千円]

(目的)

府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、「大阪発“地方分権改革”ビジョン改訂版」(2018年3月)に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。

(内容)

府から移譲する権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行います。



市町村職員を対象にした実務研修

<2020年度の実績>

市町村を対象にした技術的支援

- ・ 権限移譲市町村を対象とした連絡会議を実施
- ・ 実務研修の実施

【参考】2020年度実績

- ・ 市町村連絡会議の開催 3回
- ・ 実務研修の実施 2回

【環境管理室 06-6210-9581】

■関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進 (広域環境保全)

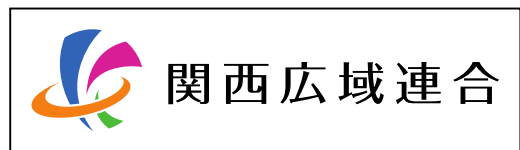
[15,511 千円]

(目的)

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。

(内容)

地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「低炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「持続可能な社会を担う人育ての推進」の取組みを実施します。



関西広域連合シンボルマーク

<2020年度の実績>

広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進めました。

(低炭素社会づくりの推進)

- ・ 住民・事業者啓発
- ・ 広報リーフレットの配布等を実施しました。
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進

(自然共生型社会づくりの推進)

- ・ 関西の活かしたい自然エリアを活用した生物多様性の保全の推進
- ・ 関西地域カワウ広域管理計画の推進
- ・ 広域連携による鳥獣被害対策の推進

(循環型社会づくりの推進)

- ・ 3R等の統一取組(マイボトル運動等)の展開

(持続可能な社会を担う人育ての推進)

- ・ 人材育成施策の広域展開

【地域主権課 06-6941-1705】

【産業創造課 06-6210-9486】

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

【環境管理室 06-6210-9586】

【動物愛護畜産課 06-6210-9619】

■ 関西広域連合におけるプラスチック対策の推進(プラスチック対策検討会)

[7,276千円]

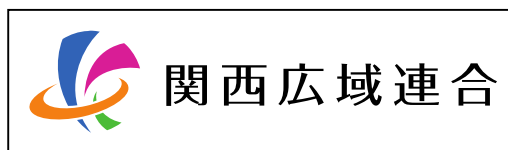
【新規】

(目的)

プラスチック対策（プラスチック代替品の開発支援・普及促進、プラスチックごみ散乱・流出抑制等）について関西広域での取組みを進め、地域創生につなげること。

(内容)

「プラスチックごみ対策の先進地域・関西」の確立を目指すべき将来像として、プラスチック代替品の普及可能性に係る関係情報収集やプラスチックごみ散乱状況の把握手法に関する調査を行うとともに、情報共有を行うプラットフォームの取組みを実施します。



関西広域連合シンボルマーク

<2020年度の実績>

以下の取組みを進めた。

- ・プラスチック代替品普及可能性調査
- ・プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査
- ・プラスチック対策プラットフォームの開催（2回）

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

【環境管理室 06-6210-9586】

【商工労働総務課 06-6210-9294】

[]内の数字は2020（令和2）年度決算額

V その他（共通的事項）

2020 年度の施策・事業と実績

府自らの事務事業活動における環境配慮

■府庁の省エネ行動への取組み

[- 千円]

（目的）

府自らの事務・事業に伴う環境負荷を軽減すること。

（内容）

「大阪府環境管理基本方針」に基づき、ふちょうエコ課計簿を活用して、PDCA を実施するなど、環境マネジメントシステムの運用に組織的に取り組みました。

<2020 年度の実績>

- ・ふちょうエコ課計簿を活用した所属単位での取組みの促進
- ・内部環境監査実施所属数 30 所属

【エネルギー政策課 06-6210-9319】

環境影響評価制度の推進

■環境影響評価制度

[245 千円]

（目的）

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。

（内容）

学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営しました。また、環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者へ環境保全についての措置を講じるよう求めました。



事業計画地の現地調査

<2020 年度の実績>

- ・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導を行いました。
- ・環境影響評価準備書の審査 1 事業
- ・事後調査計画書の縦覧 1 事業
- ・事後調査報告書の縦覧 5 事業

【環境管理室 06-6210-9580】

■大気汚染常時監視

[127, 147 千円]

(目的)

府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。

(内容)

大気汚染測定局を整備するとともに国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を連続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表しました。また、光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行いました。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握します（成分分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施）。

長期間の暴露により健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施しました（分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施）。

健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視しました。

<2020年度の実績>

- ・大気汚染常時監視 27 局（国設局 2 局を含む）
- ・微小粒子状物質監視 25 局（国設局 2 局を含む）、成分分析 2 地点
- ・有害大気汚染物質モニタリング 6 地点
- ・石綿環境モニタリング 4 地点



大気汚染の自動測定機

【環境管理室 06-6210-9621】

■公共用水域常時監視

[58, 062 千円]

(目的)

公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。

また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。

(内容)

河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。

地下水質の常時監視（概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査）を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。

環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。

<2020年度の実績>

- ・河川（水質 57 地点、底質 9 地点）
- ・海域（水質 15 地点、底質 5 地点）
- ・地下水質（概況調査 20 地点、継続監視調査 37 地点）
- ・環境省受託調査 大阪湾海域（水質 7 地点、底質 2 地点、マクロベントス（底生生物）2 地点



河川の調査風景

【環境管理室 06-6210-9621】

■ダイオキシン類常時監視

[11,571千円]

(目的)

ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。

(内容)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域（水質、底質）、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握しました。

<2020年度の実績>

- ・大気 10 地点、河川水質・底質 21 地点、海域水質・底質 5 地点、地下水質 10 地点、土壌 10 地点



大気試料の採取風景

【環境管理室 06-6210-9621】

環境保健対策及び公害紛争処理

■公害審査会

[1,042千円]

(目的)

公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府域の紛争解決に取り組むこと。

(内容)

公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請があれば、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めました。

また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が所属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。

<2020年度の実績>

- ・公害紛争処理法に基づく申請があれば中立公正な立場から、紛争の解決を図りました。
- ・2019年度からの繰り越し 5件
- ・2020年度 新規受付 7件
終結 4件
- ・2021年度への繰り越し 8件



公害審査会全体会議
(年2回開催予定)

【環境管理室 06-6210-9580】

[]内の数字は2020(令和2)年度決算額

大阪府環境白書の全体版は、 以下のHPで公開しています。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kannosuisoken/hakusyo/hakusyo_2021.html

大阪府 環境白書

で

検索

し、2021年版をクリック！

【掲載内容】

- 2020年度における環境の状況及び講じた施策
- 環境関係データ
 - 1 府域の概要データ
 - 2 基本的施策に関するデータ
 - 3 廃棄物関係データ
 - 4 地球環境関係データ
 - 5 自動車関係データ
 - 6 大気環境関係データ
 - 7 水環境関係データ
 - 8 地盤環境関係データ
 - 9 騒音・振動関係データ
 - 10 化学物質関係データ
 - 11 環境保健対策等関係データ
 - 12 自然・都市環境関係データ
 - 13 環境保全活動関係データ
 - 14 大阪府庁の事務事業における環境負荷データ
- 環境関係データ（詳細編）
 - 1 大気関係データ
 - 2 水質関係データ
 - 3 地盤環境関係データ
 - 4 騒音・振動関係データ
 - 5 有害化学物質関係データ
 - 6 環境保全関係データ
 - 7 自然・都市環境関係データ
 - 8 情報発信関係データ
- 環境総合計画部会における新環境総合計画の点検評価（毎年度サイクル）
- 2021年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策

※掲載内容は変更する場合があります。

《表紙について》

豊かな環境づくり大阪府民会議主催 『おおさか環境デジタルポスターコンテスト2017』

サイネージ部門 優秀賞受賞作品 『HELP US!!!!』（作者：小阪 美雪さん）

《裏表紙について》

豊かな環境づくり大阪府民会議主催 『おおさか環境デジタルポスターコンテスト2018』

サイネージ部門 大阪産（もん）賞受賞作品 『ムダな電気ついてませんか？』（作者：神谷 楓子さん）

ムダな電気 ついてませんか？

